

恵那市第 8 期高齢者福祉計画・

介護保険事業計画

令和 3 年度～令和 5 年度

・計画書 300 部 80 頁程度

表紙：1 色刷り コート紙 135kg

本文：墨 1 色刷り A4×80 頁程度 上質紙 70kg

中扉：墨 1 色刷り 色上質紙 中厚口

・概要版 A3 4 色 4 頁

令和 3 年 3 月

岐阜県 恵那市



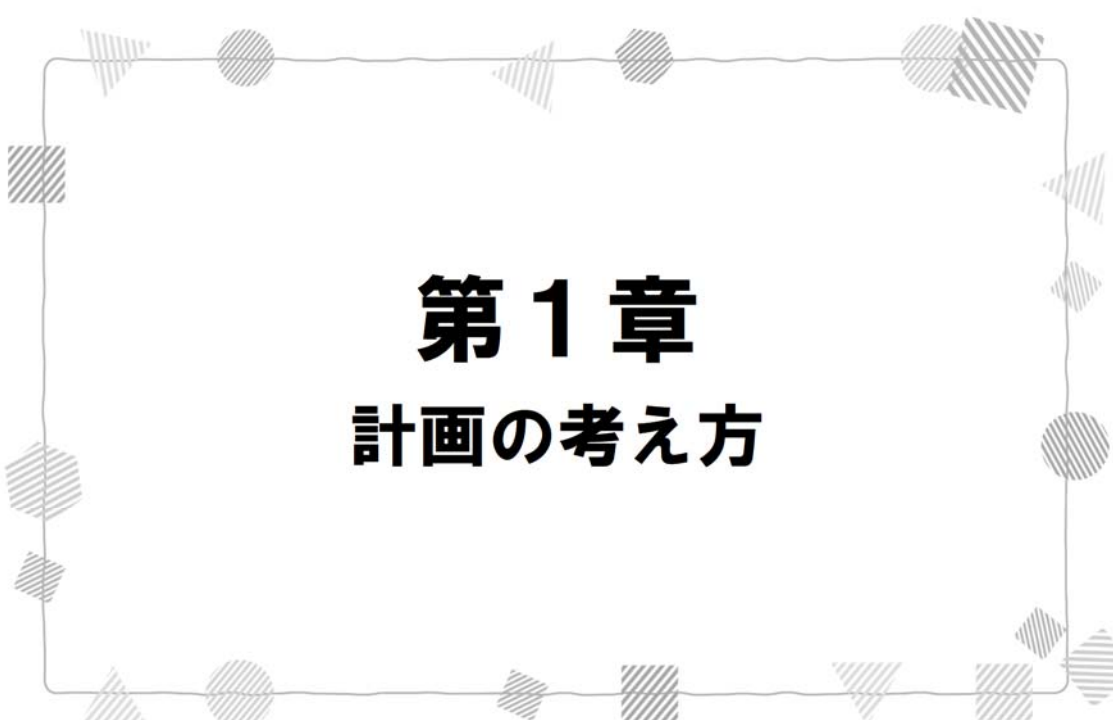
目次

第1章 計画の考え方	1
1 計画の背景と目的	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	5
4 第8期計画のポイントについて	6
第2章 高齢者の現状と将来推計	8
1 恵那市の現状	9
2 高齢者等実態調査から見える現状	19
3 高齢者等実態調査から見える現状(考察)	36
4 高齢者の生活支援の状況	42
5 第7期計画の評価と恵那市の課題	45
6 各地区の課題と取り組み	47
第3章 計画の基本的な考え方	53
1 基本理念	54
2 基本目標	55
3 施策体系	56
第4章 施策の取り組み	
基本目標Ⅰ 高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らす	
基本目標Ⅱ 高齢者がいつまでも元気に暮らす	
基本目標Ⅲ 地域で支えあい安心して暮らす	
基本目標Ⅳ 自分らしく暮らしつづける	
基本目標Ⅴ 介護を受けながら安心して暮らす	
第5章 介護保険料の設定	
1 保険料の設定の考え方	
2 介護保険給付費等の見込み	
3 所得段階別人口の推計	
4 介護保険料基準額の設定	
5 所得段階別保険料	

第6章 推進体制

1 計画の推進体制

資料編

A decorative border surrounds the central text, consisting of a thin grey line with various geometric shapes (triangles, circles, squares) placed at intervals along the line. The shapes are filled with different patterns of diagonal lines.

第1章

計画の考え方

第1章 計画の考え方

1 計画の背景と目的

我が国の総人口が減少に転じる中、介護保険制度は、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自身の能力に応じ自立した日常生活を営むために、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を地域の実情に応じて深化・推進してきました。

また、平成28（2016）年には、国が『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざしています。

令和7（2025）年が近づく中で、さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、恵那市（以下、「本市」という。）では高齢化率が約4割となることが予測されるため、地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備が必要となります。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、さらには認知症高齢者の増加も見込まれるなど、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定されることから、現役世代の減少が顕著となる中で、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が必要となります。

こうした状況を踏まえ、本市では令和7（2025）年及び令和22（2040）年における目標を示したうえで、恵那市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保や地域支援事業の実施を計画的に図っていきます。

2 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」と、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、本市における高齢者の保健・福祉・介護施策の推進と介護保険事業計画の円滑な運営を図ることを目的とした計画です。

(2) 計画の性格

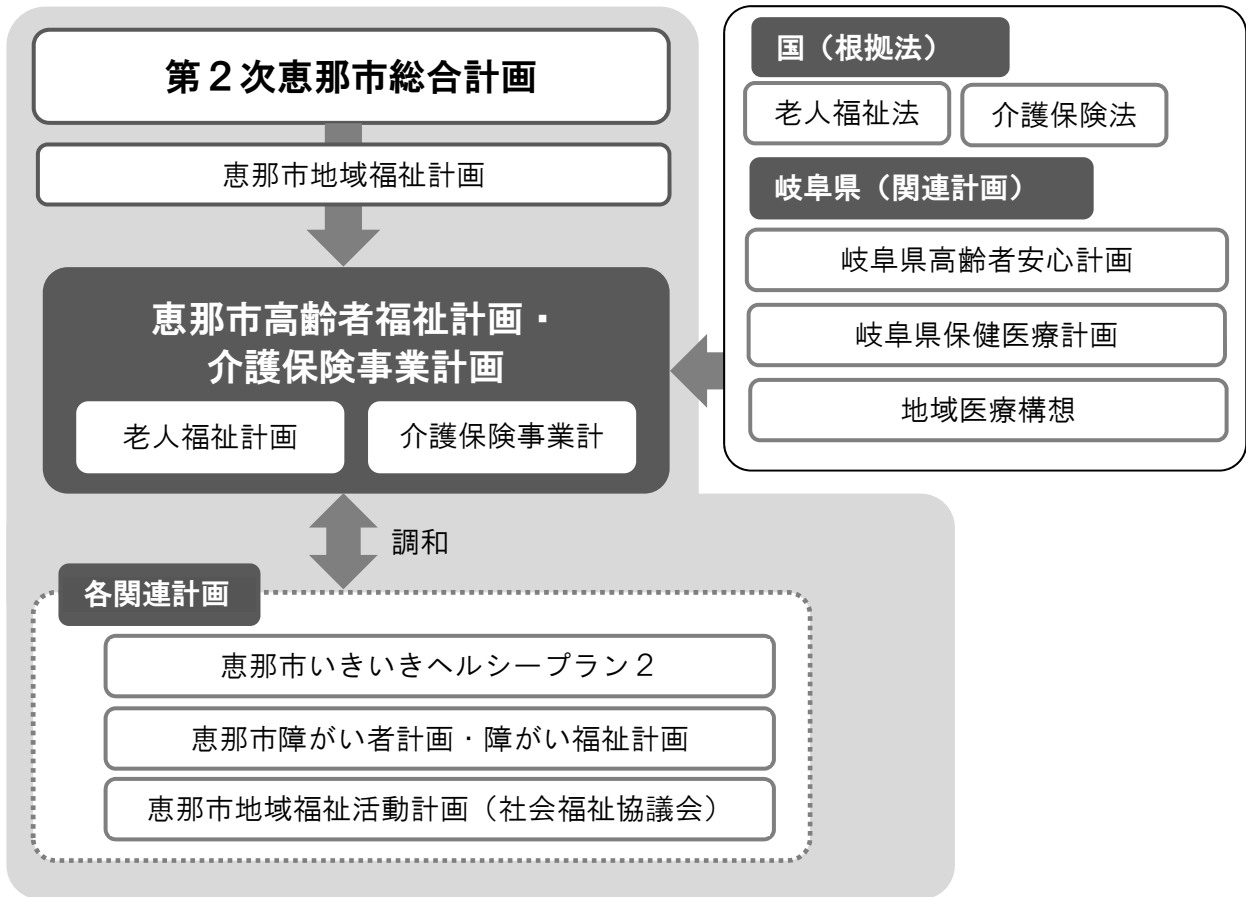
高齢者福祉計画（市町村老人福祉計画）は、本市における高齢者に関する施策全般にわたる計画であり、すべての高齢者に対する福祉事業全般及び介護に関する総合的な計画です。

介護保険事業計画は、高齢者福祉計画のうち、介護・支援を必要とする高齢者及び要支援・要介護状態となる可能性の高い高齢者に対する部分を担う計画です。

(3) 上位関連計画との関係

恵那市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、「第2次恵那市総合計画」を最上位計画とし、その方針に沿って策定するものです。また、「恵那市地域福祉計画」を福祉分野の上位計画として位置づけ、障がいや健康分野に関する関連計画との調和を図りながら策定します。

■ 本計画の位置づけ

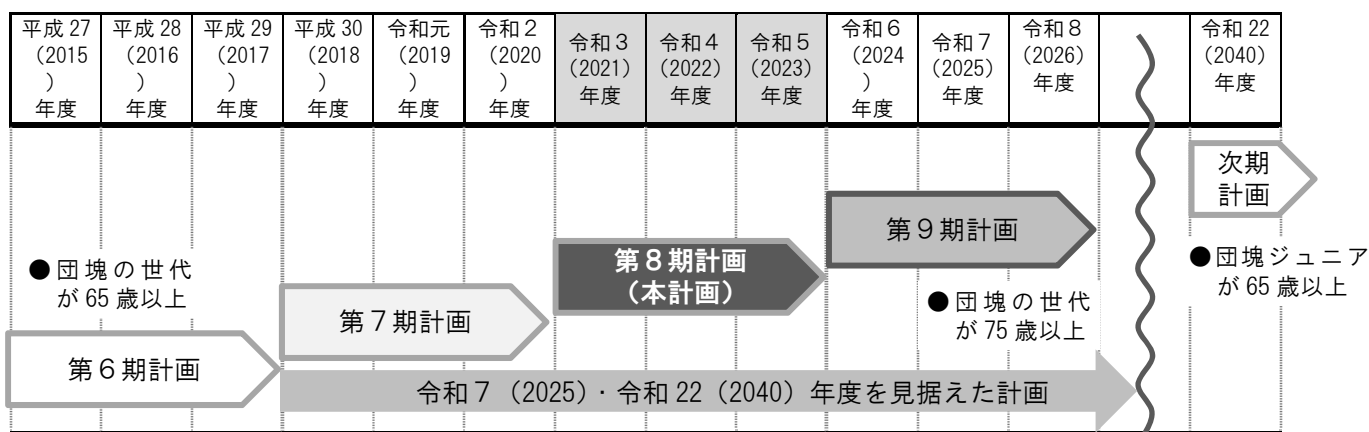


3 計画期間

「市町村介護保険事業計画」は介護保険法第117条に基づき3年間を1期とし、また「高齢者福祉計画」は老人福祉法第20条の8に基づき「介護保険事業計画と一体のものとして作成」することが定められています。第7期計画は令和2（2020）年3月に終了となるため、本計画期間を令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

第8期となる本計画は、令和7（2025）年度（第9期計画期間中）、令和22（2040）年度を見据えた中長期的な視点から事業を展開する時期として位置づけます。

■ 計画期間



4 第8期計画のポイントについて

本計画では、国から示された制度や方針の内容を踏まえて、施策を展開します。

① 2025・2040を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- ・2025年・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

② 地域共生社会の実現

- ・地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

③ 介護予防、健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- ・一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- ・自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
- ・総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- ・保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載）
- ・在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- ・PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る県・市町村間の情報連携の強化

- ・住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- ・整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

⑤ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

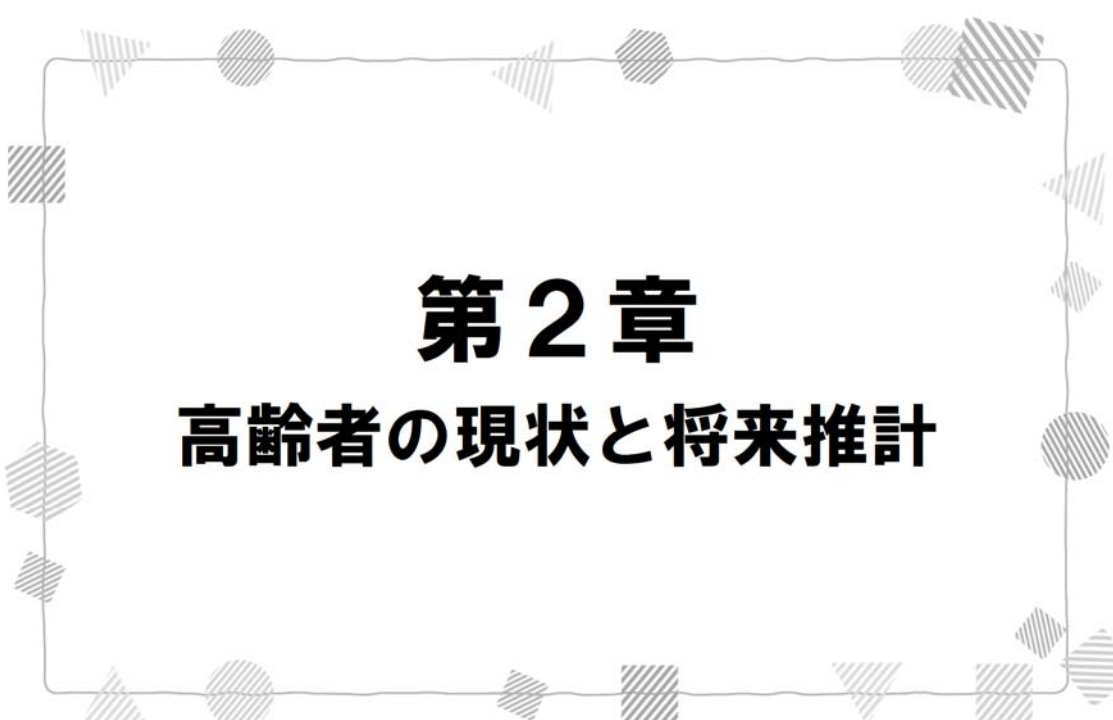
- ・認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載）
- ・教育等他の分野との連携に関する事項について記載

⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICT の活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

⑦ 災害や感染症対策に係る具体的な取組を記載

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

A decorative border surrounds the central text, consisting of a thin grey line with various geometric shapes (triangles, circles, squares) placed at intervals along the perimeter. Some shapes are solid grey, while others have a diagonal hatching pattern.

第2章

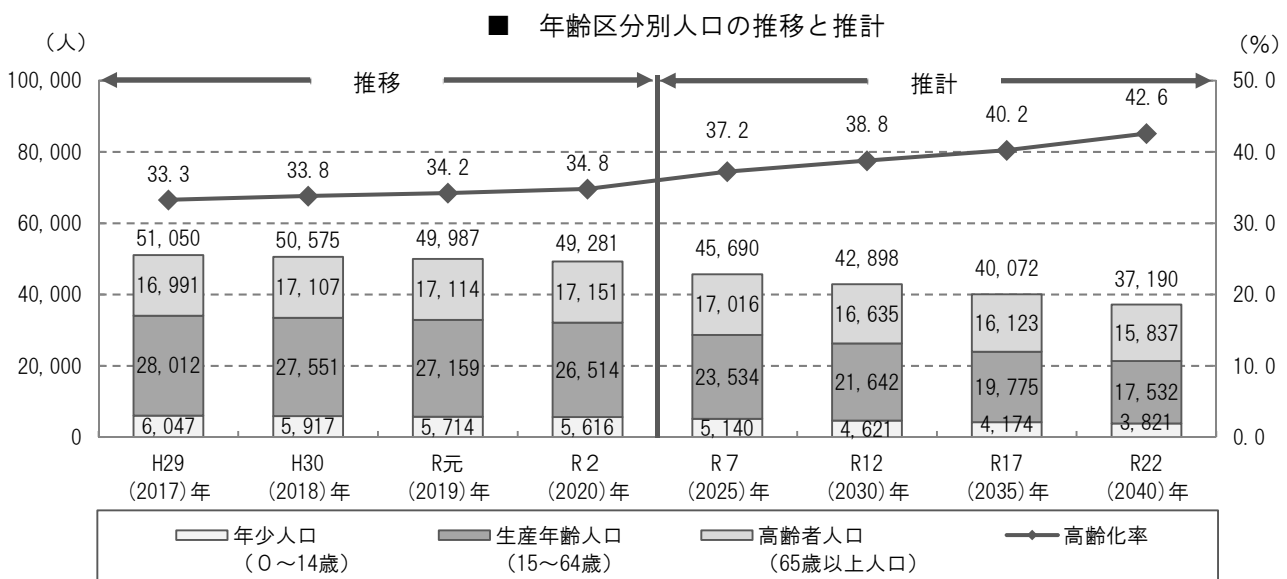
高齢者の現状と将来推計

第2章 高齢者の現状と将来推計

1 恵那市の現状

(1) 高齢者の現状と推計

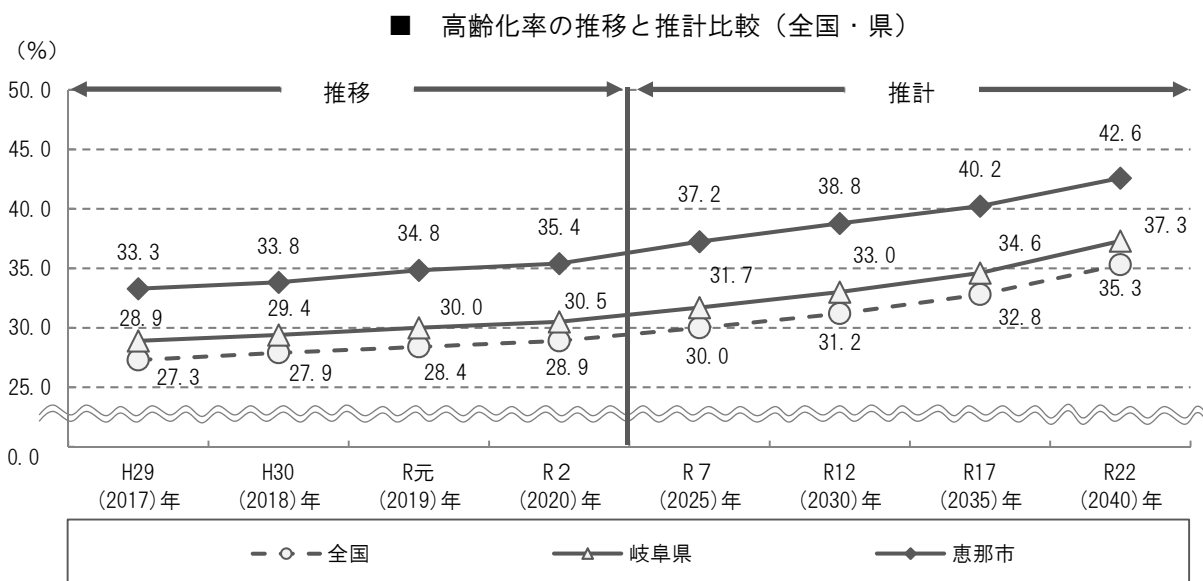
本市の人口は、令和2年まで高齢者人口は増加傾向にあり、年少人口、生産年齢人口、総人口はいずれも減少傾向にあります。令和3年以降はいずれの年齢区分においても減少する見込みとなっており、高齢者人口の減少は他の年齢区分に比べて少ないことから、高齢化率は増加する見込みです。国や県と比較すると本市の高齢化率は高くなっています。



資料：実績値…住民基本台帳（各年9月末）

推計値…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

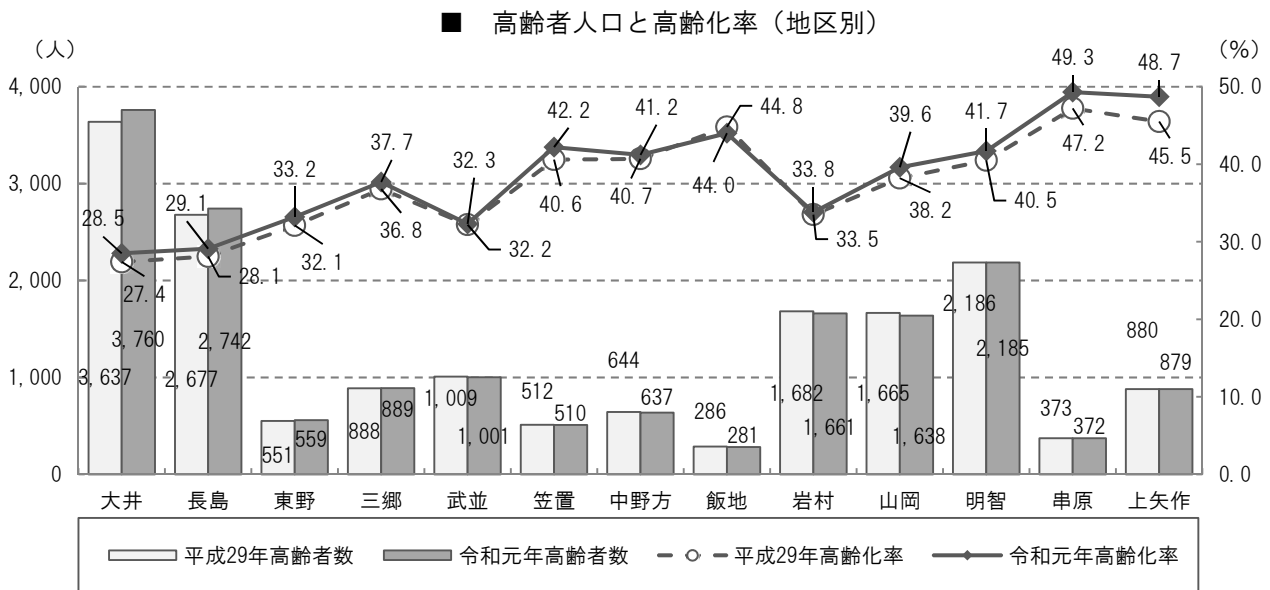
高齢化率…高齢者人口/総人口*100



資料：地域包括ケア「見える化」システム

(2) 地区別にみた高齢化の現状

地区別の高齢者の状況をみると、高齢者数は「大井地区」が最も多く、「飯地地区」が最も少なくなっています。平成29年と比較すると、「大井地区」は123人の増加がみられますが、ほとんどの地区で大きな変化はみられません。高齢化率をみると、「上矢作地区」で最も高く、「大井地区」で最も低くなっています。平成29年と比較すると、「飯地地区」を除いた全ての地区で増加しており、「上矢作地区」は平成29年から3.2ポイント増加しており、他地区に比べ差が大きくなっています。



資料：住民基本台帳（各年9月末）

(3) 高齢者世帯の状況

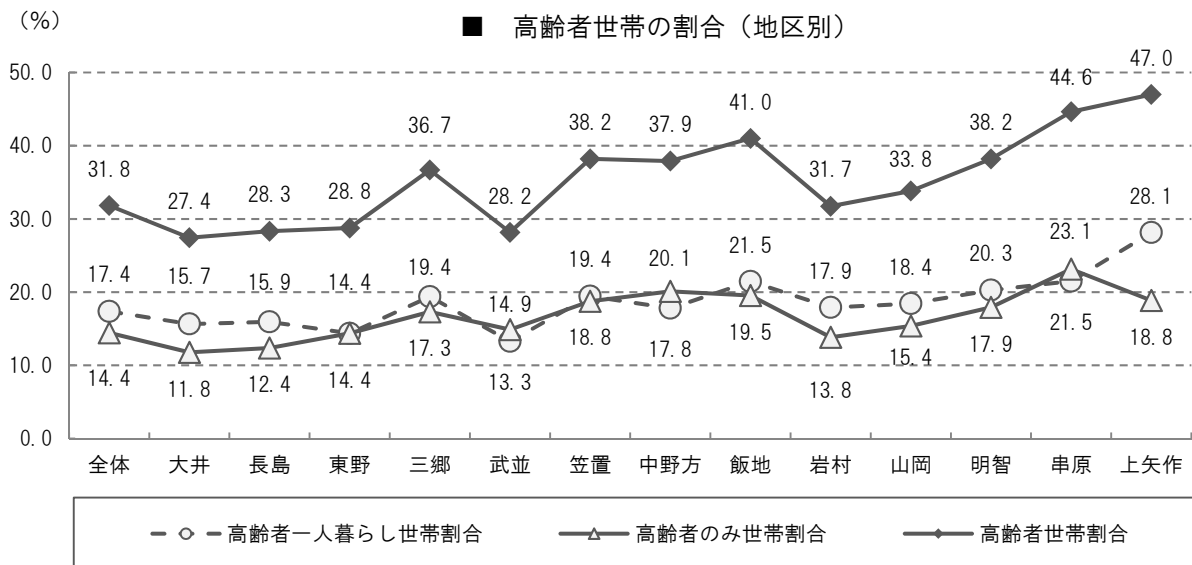
高齢者の家族と世帯状況をみると、高齢者一人暮らし世帯割合は「上矢作地区」が最も高く、「武並地区」が最も低くなっています。高齢者のみ世帯割合は「串原地区」が最も高く、「大井地区」が最も低くなっています。

■ 高齢者世帯数（地区別）

単位：世帯

	全体	大井	長島	東野	三郷	武並	笠置	中野方	飯地	岩村	山岡	明智	串原	上矢作
全世帯数	19,927	5,532	3,840	626	867	1,243	432	562	261	1,904	1,541	2,048	307	764
高齢者世帯数合計	6,340	1,517	1,087	180	318	350	165	213	107	604	521	782	137	359
高齢者一人暮らし高齢者世帯数	3,462	866	612	90	168	165	84	100	56	341	284	415	66	215
高齢者のみ世帯数	2,878	651	475	90	150	185	81	113	51	263	237	367	71	144

資料：高齢福祉課（令和元年9月末）



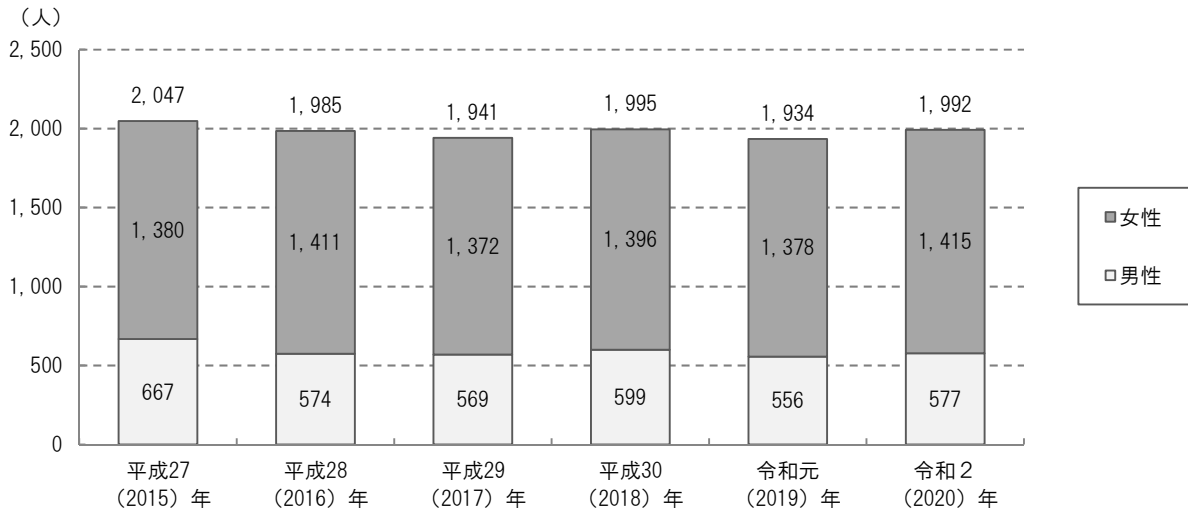
※各世帯の割合は各地区の全世帯数に対する割合

(4) 認知症の状況

40歳以上の認知症者の推移をみると、男性・女性いずれも増減を繰り返して推移しており、女性が男性の人数を大きく上回っています。

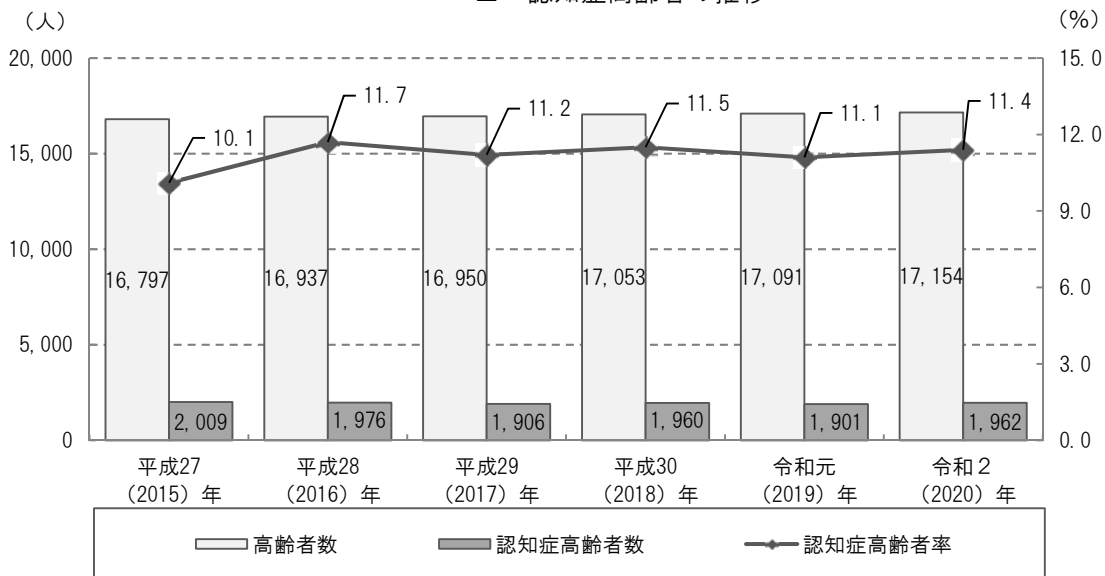
認知症高齢者の状況をみると、高齢者人口のうち認知症高齢者の割合は約1割で推移しており、高齢者数が増加し続けている一方で、認知症高齢者は増減を繰り返して推移しています。

■ 介護保険の認定を受けた認知症者の推移（40歳以上）



資料：高齢福祉課（各年5月末）

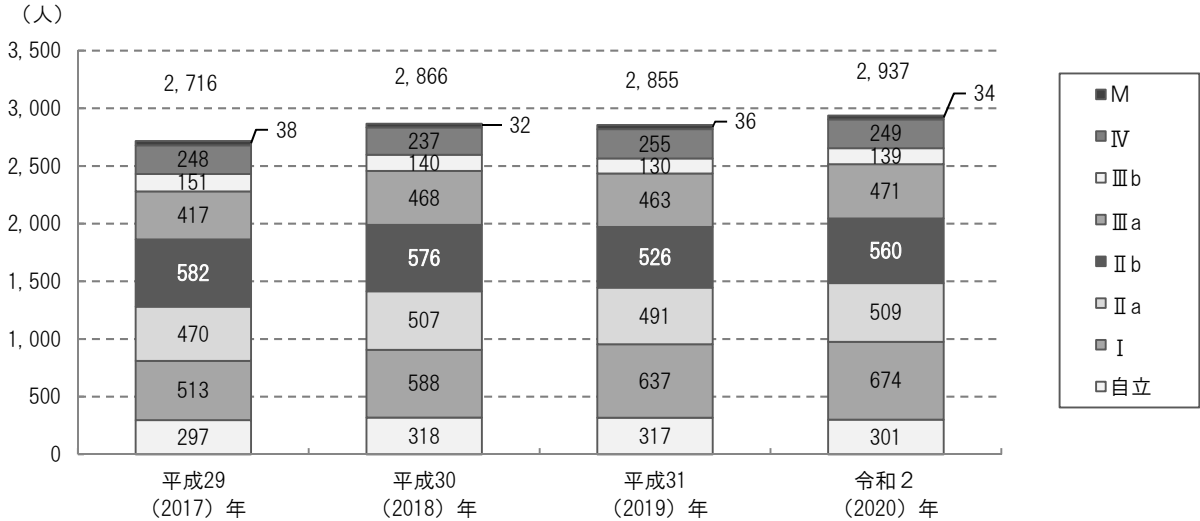
■ 認知症高齢者の推移



資料：高齢福祉課（各年5月末）

日常生活自立度別認知症高齢者の推移をみると、認知症高齢者合計は増加傾向にあり、自立度Ⅰ、Ⅱa、Ⅲaで特に増加しています。

■ 日常生活自立度別認知症高齢者の推移



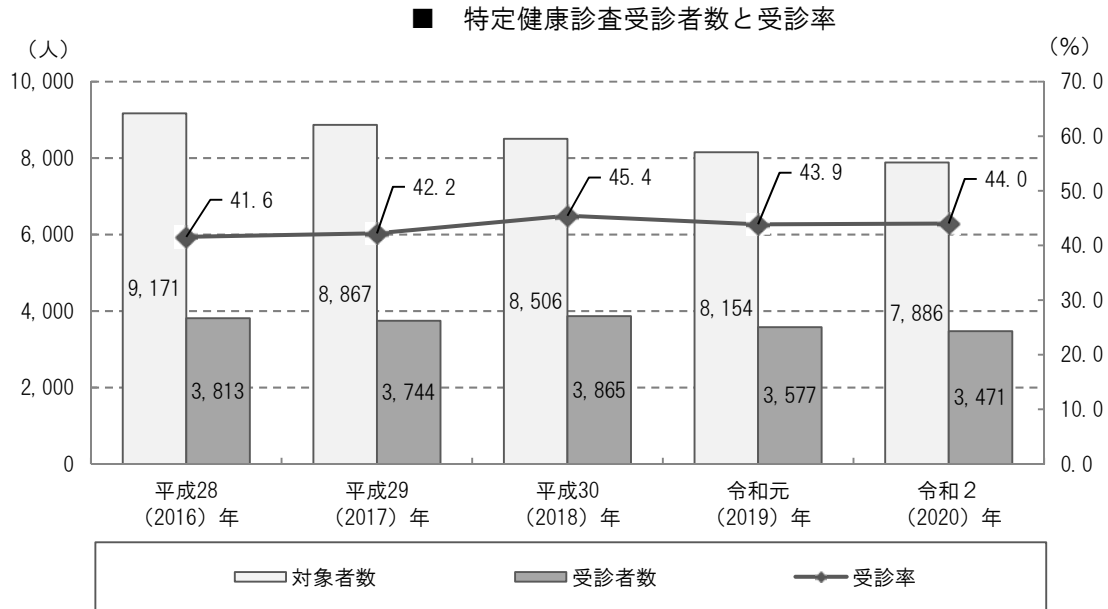
資料：高齢福祉課（各年5月末）

■ 判定基準

ランク	判定基準
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱa	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱb	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭内で見られるようになるが、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅲa	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが主に日中を中心に見られ、介護を必要とする。
Ⅲb	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが夜間にも見られるようになり、介護を必要とする。
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

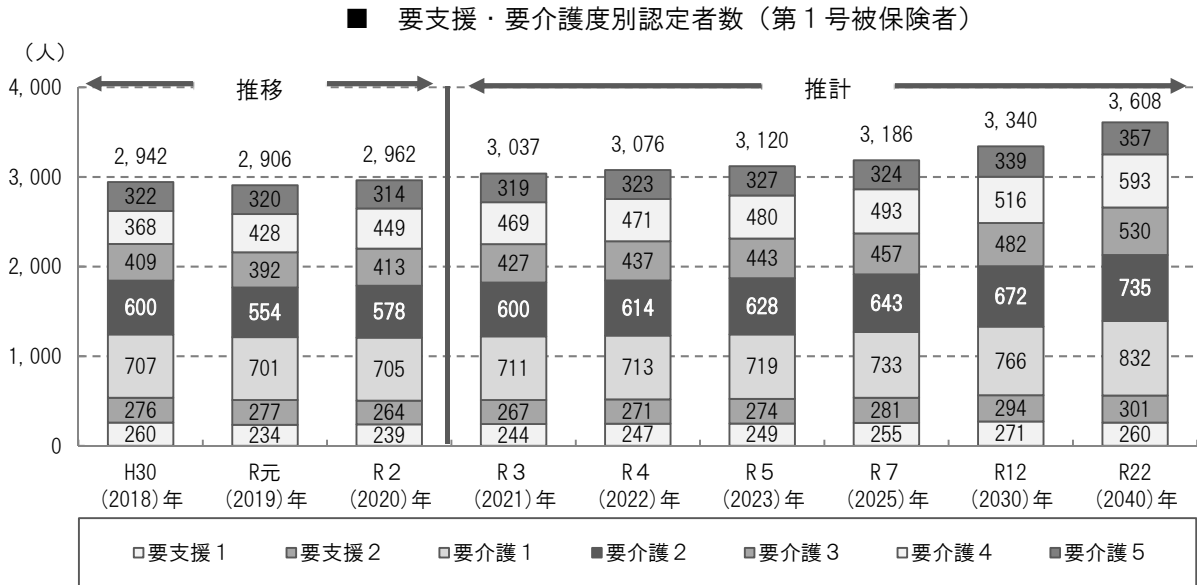
(5) 特定健康診査の受診状況

特定健康診査の受診者数と受診率をみると、対象者数は平成28年と比較して令和2年では1,285人減少しており、受診率は2.4ポイント増加しています。

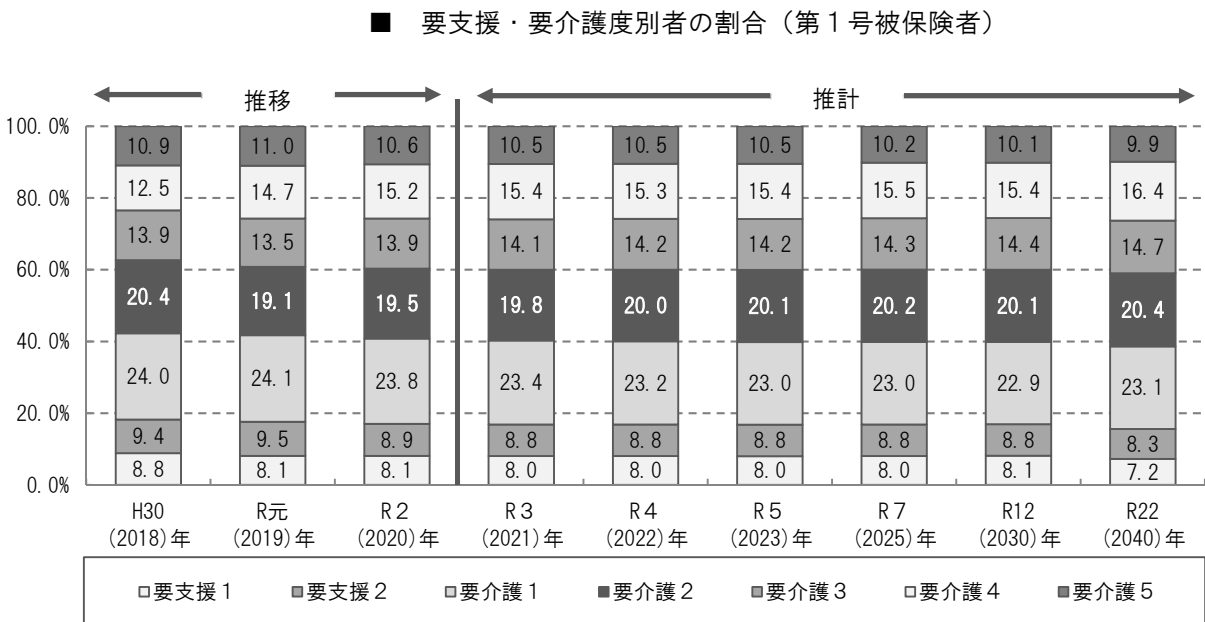


(6) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者は、令和2年までは増減を繰り返して推移しており、令和3年以降は全体的に増加する見込みとなっており、令和2年と比べると令和22年には約1.2倍となる見込みです。要支援・要介護認定者の割合をみると、いずれも横ばいに推移しており、令和22年にかけて要介護2から要介護4において増加する見込みとなっています。

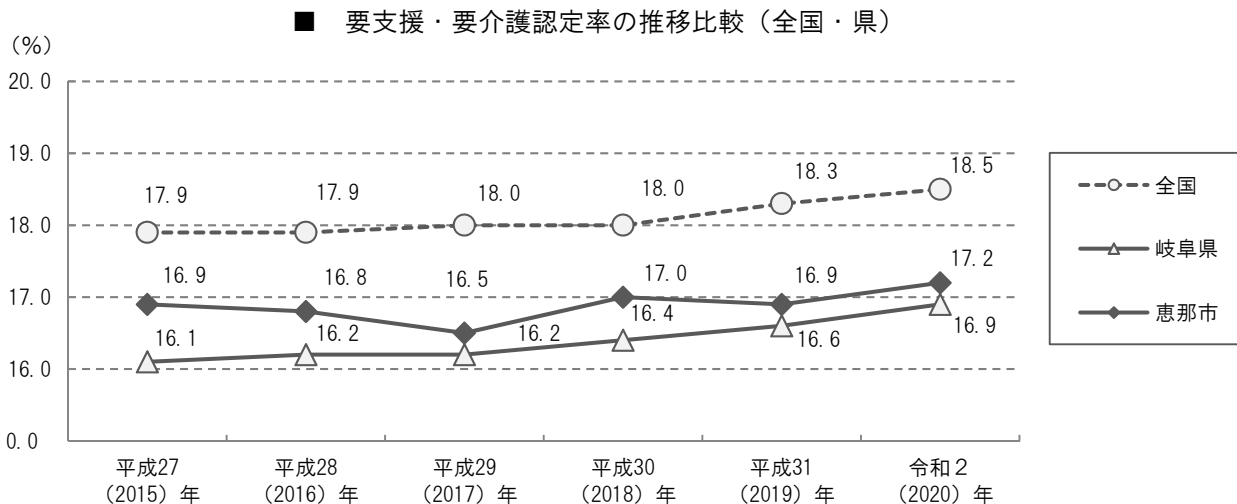


資料：地域包括ケア「見える化」システム



資料：地域包括ケア「見える化」システム

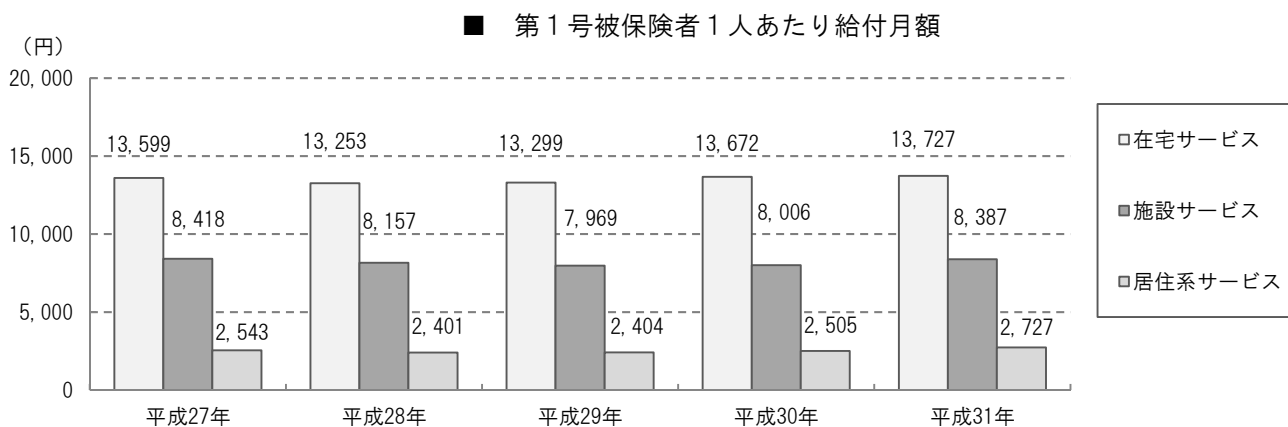
認定率は増減を繰り返して推移しており、県よりはわずかに高くなっていますが国よりは低くなっています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム

（7）給付費の推移

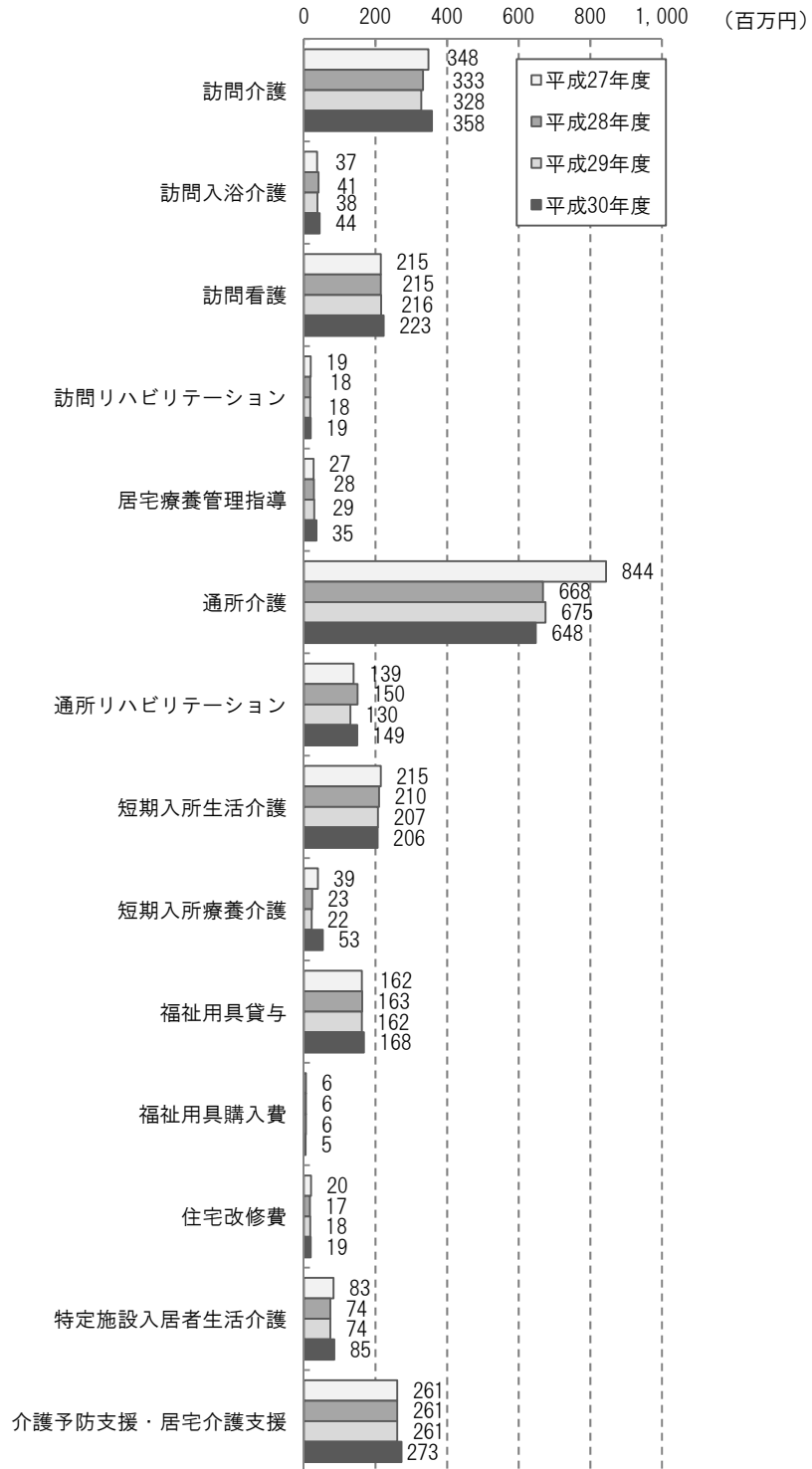
第1号被保険者1人あたり給付月額をサービス分類別にみると、平成27年から平成31年にかけていずれのサービスも増減はあるものの、「在宅サービス」と「居住系サービス」は平成31年が最も高くなっています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム

居宅サービスの予防給付・介護給付費の推移をみると、いずれの年度も「通所介護」が最も高くなっています。

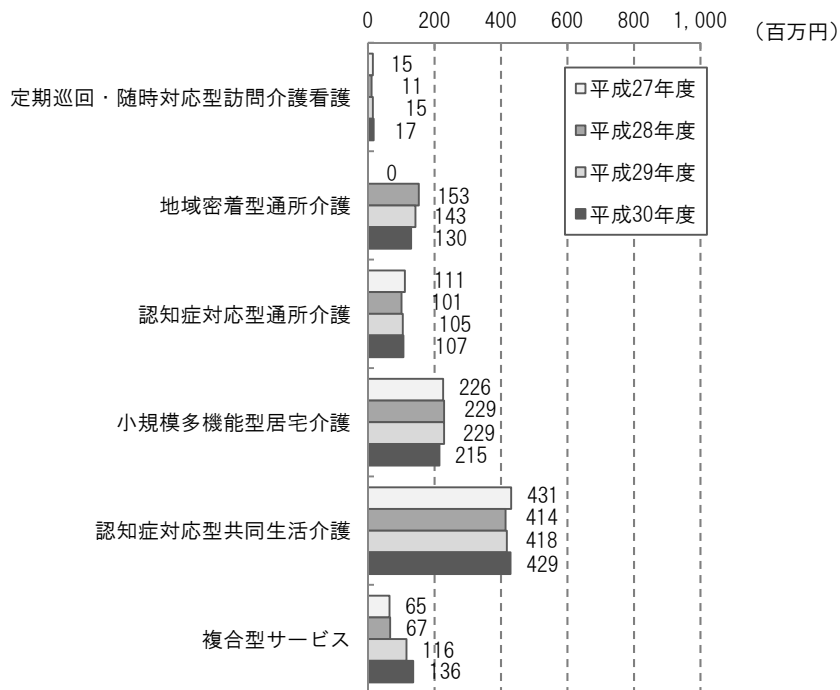
■ 居宅サービスの予防給付・介護給付費の推移



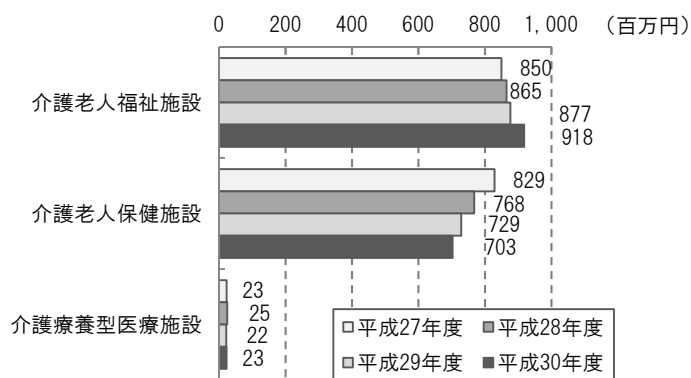
地域密着型サービスの予防給付・介護給付費の推移をみると、いずれの年度も「認知症対応型共同生活介護」が最も高くなっています。

施設サービスの予防給付・介護給付費の推移をみると、「介護老人福祉施設」の給付費が増加している反面、「介護老人保健施設」は減少しています。

■ 地域密着型サービスの予防給付・介護給付費の推移



■ 施設サービスの予防給付・介護給付費の推移



2 高齢者等実態調査から見える現状

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、施策の方向性やその目標を定める基礎資料として活用するため、高齢者の生活や介護の実態に関する調査を実施しました。

(2) 調査の概要

	一般高齢者	在宅介護 認定者	施設サービス 利用者	介護サービス 提供事業者	ケアマネジャー
調査対象	要介護認定を受けていない65歳以上の一般高齢者から無作為抽出	要介護認定を受けて居宅で生活している人から無作為抽出	介護保険施設や老人ホーム等を利用している人から無作為抽出	市内の介護サービス提供事業者すべて	市内の居宅介護支援事業所に所属しているケアマネジャーすべて
配布・回収方法	郵送配布・回収	郵送配布・回収 (一部調査員による聞き取り)	郵送配布・回収		
調査基準日	令和元年12月1日				
調査期間	令和元年 12月1日～ 12月16日	調査員：令和元年 10月1日～ 12月28日 郵送：令和元年 12月1日～ 12月16日	令和元年12月1日～12月16日		
配布数(A)	1,000人	703人	200人	117人	97人
回収数(B)	658人	471人	104人	94人	82人
回収率 (B/A)	65.8%	67.0%	52.0%	80.3%	84.5%

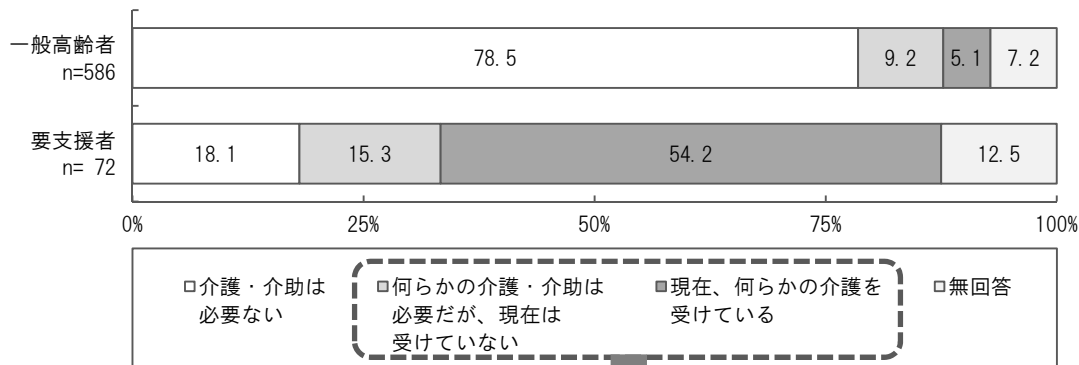
(3) 一般高齢者調査

① 日常生活における介護（介助）の有無

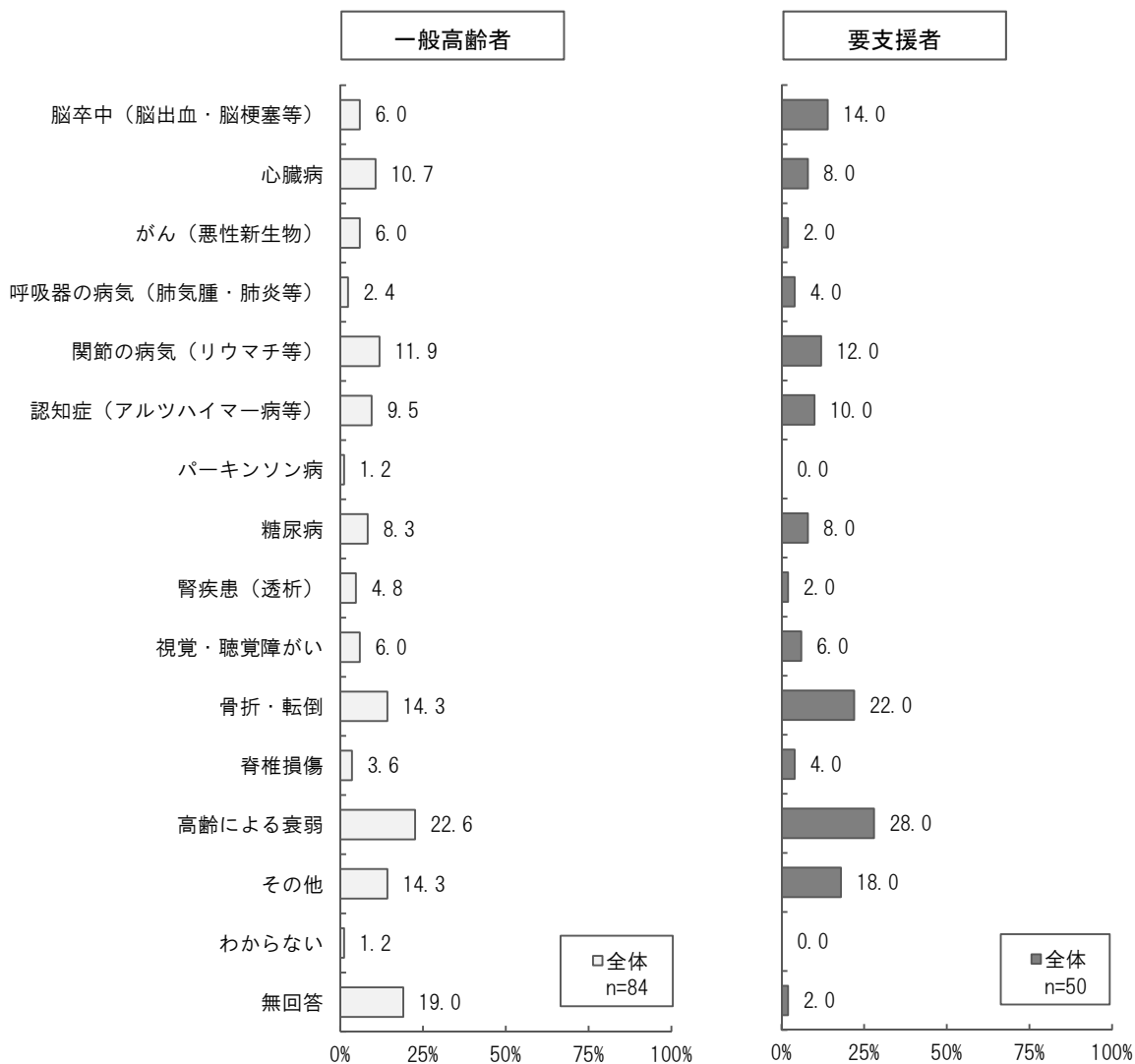
普段の生活における介護・介助の状況をみると、「現在、何らかの介護を受けている」と回答した方は一般高齢者で5.1%、要支援者で54.2%となっています。

介護・介助が必要になった主な原因をみると、一般高齢者は「高齢による衰弱」（22.6%）が最も高く、次いで「骨折・転倒」（14.3%）、「関節の病気（リウマチ等）」（11.9%）、「心臓病」（10.7%）となっています。要支援者は「高齢による衰弱」（28.0%）が一般高齢者と同様に最も高く、次いで「骨折・転倒」（22.0%）、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」（14.0%）、「関節の病気（リウマチ等）」（12.0%）「認知症（アルツハイマー病等）」（10.0%）となっています。

■ 普段の生活で介護・介助が必要か



■ 介護・介助が必要になった主な原因

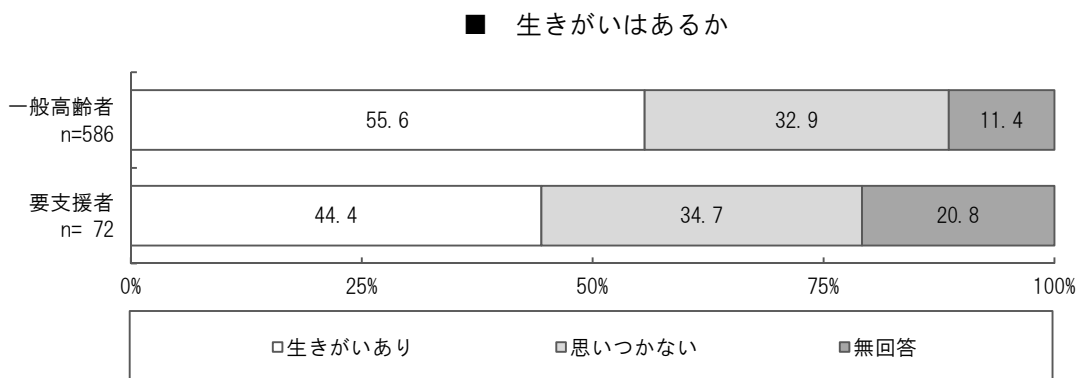
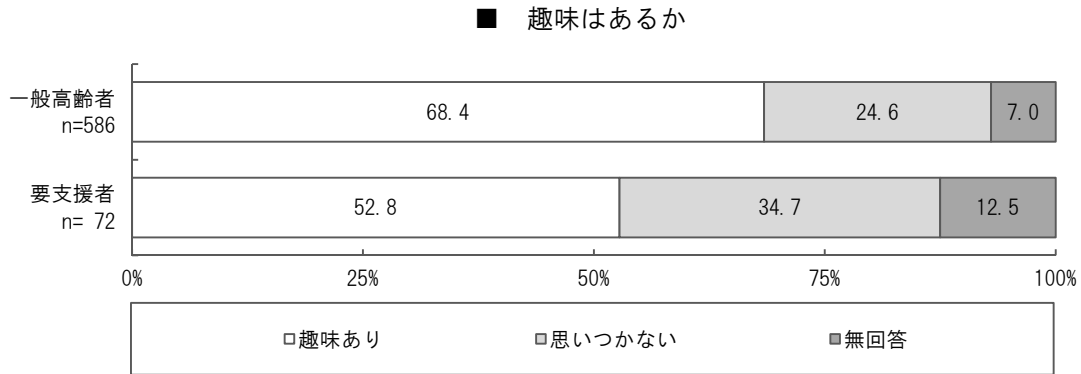


資料：恵那市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査結果報告書

② こころの健康状態について

趣味はあるかでは、一般高齢者は68.4%、要支援者は52.8%が「趣味あり」と回答しています。

生きがいはあるかでは、一般高齢者は55.6%、要支援者は44.4%が「生きがいあり」と回答しています。



資料：恵那市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査結果報告書

③ 地域での活動について

一般高齢者のグループ活動等への参加頻度をみると、週1回以上の就労または参加している方は「⑧収入のある仕事」(18.5%)が最も高く、次いで「②スポーツ関係のグループやクラブ」(7.8%)、「③趣味関係のグループ」(7.0%)となっており、「⑦町内会・自治会」を除いて約3~4割が「参加していない」と回答しています。

要支援者は、「⑤ふれあいサロン・はつらつサポーターなど介護予防のための通いの場」(13.9%)が最も高く、次いで「①ボランティアのグループ」、「②スポーツ関係のグループやクラブ」、「④学習・教養サークル」(各2.8%)となっており、約3~4割が「参加していない」と回答しています。また、「⑧収入のある仕事」と回答した方はいませんでした。

■ 通いの場等への参加頻度

一般高齢者 n=586	週4回以上	週2~3回	週1回	月1~3回	年に数回	参加していない	無回答
①ボランティアのグループ	0.7	0.7	1.4	5.8	8.4	38.6	44.5
②スポーツ関係のグループやクラブ	2.0	2.9	2.9	6.0	4.1	38.9	43.2
③趣味関係のグループ	1.5	1.9	3.6	11.6	6.8	34.6	39.9
④学習・教養サークル	0.3	0.9	1.0	3.9	3.8	41.6	48.5
⑤ふれあいサロン・はつらつサポーターなど介護予防のための通いの場	0.5	1.7	1.7	7.7	2.4	42.5	43.5
⑥老人クラブ	0.3	0.7	0.5	5.1	14.2	38.4	40.8
⑦町内会・自治会	0.7	0.2	0.7	10.4	26.5	22.0	39.6
⑧収入のある仕事	11.6	4.9	2.0	1.9	3.4	33.4	42.7

要支援者 n=72	週4回以上	週2~3回	週1回	月1~3回	年に数回	参加していない	無回答
①ボランティアのグループ	0.0	0.0	2.8	0.0	1.4	40.3	55.6
②スポーツ関係のグループやクラブ	1.4	0.0	1.4	2.8	0.0	38.9	55.6
③趣味関係のグループ	0.0	1.4	0.0	11.1	1.4	33.3	52.8
④学習・教養サークル	1.4	1.4	0.0	1.4	0.0	38.9	56.9
⑤ふれあいサロン・はつらつサポーターなど介護予防のための通いの場	2.8	4.2	6.9	2.8	2.8	33.3	47.2
⑥老人クラブ	1.4	0.0	0.0	5.6	8.3	31.9	52.8
⑦町内会・自治会	1.4	0.0	0.0	4.2	4.2	34.7	55.6
⑧収入のある仕事	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	43.1	56.9

資料：恵那市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査結果報告書

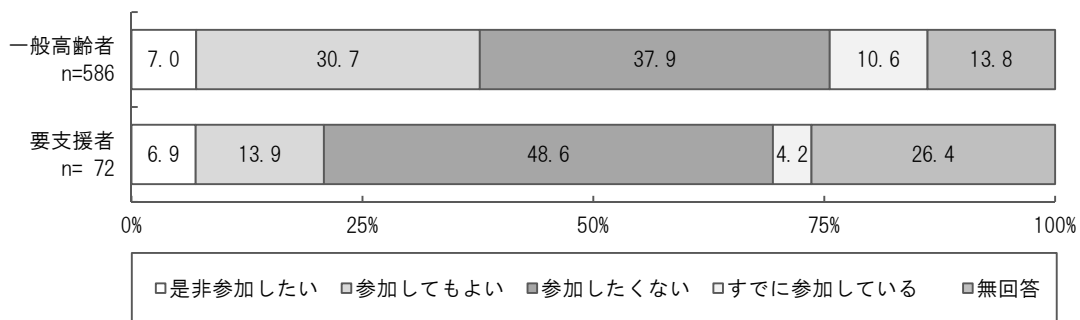
参加者としてグループ活動等に参加してみたいかでは、一般高齢者は「是非参加したい」(7.0%)と「参加してもよい」(30.7%)を合わせた37.7%が参加の意向です。

要支援者では、「是非参加したい」(6.9%)と「参加してもよい」(13.9%)を合わせた20.8%となっています。

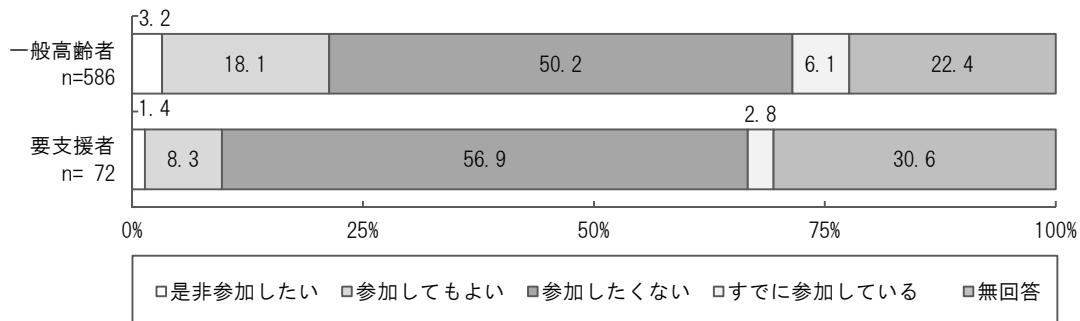
企画・運営としてグループ活動等に参加してみたいかでは、一般高齢者は「是非参加したい」(3.2%)と「参加してもよい」(18.1%)を合わせた21.3%が参加の意向です。

要支援者では、「是非参加したい」(1.4%)と「参加してもよい」(8.3%)を合わせた9.7%となっています。

■ 参加者としてグループ活動等に参加してみたいか



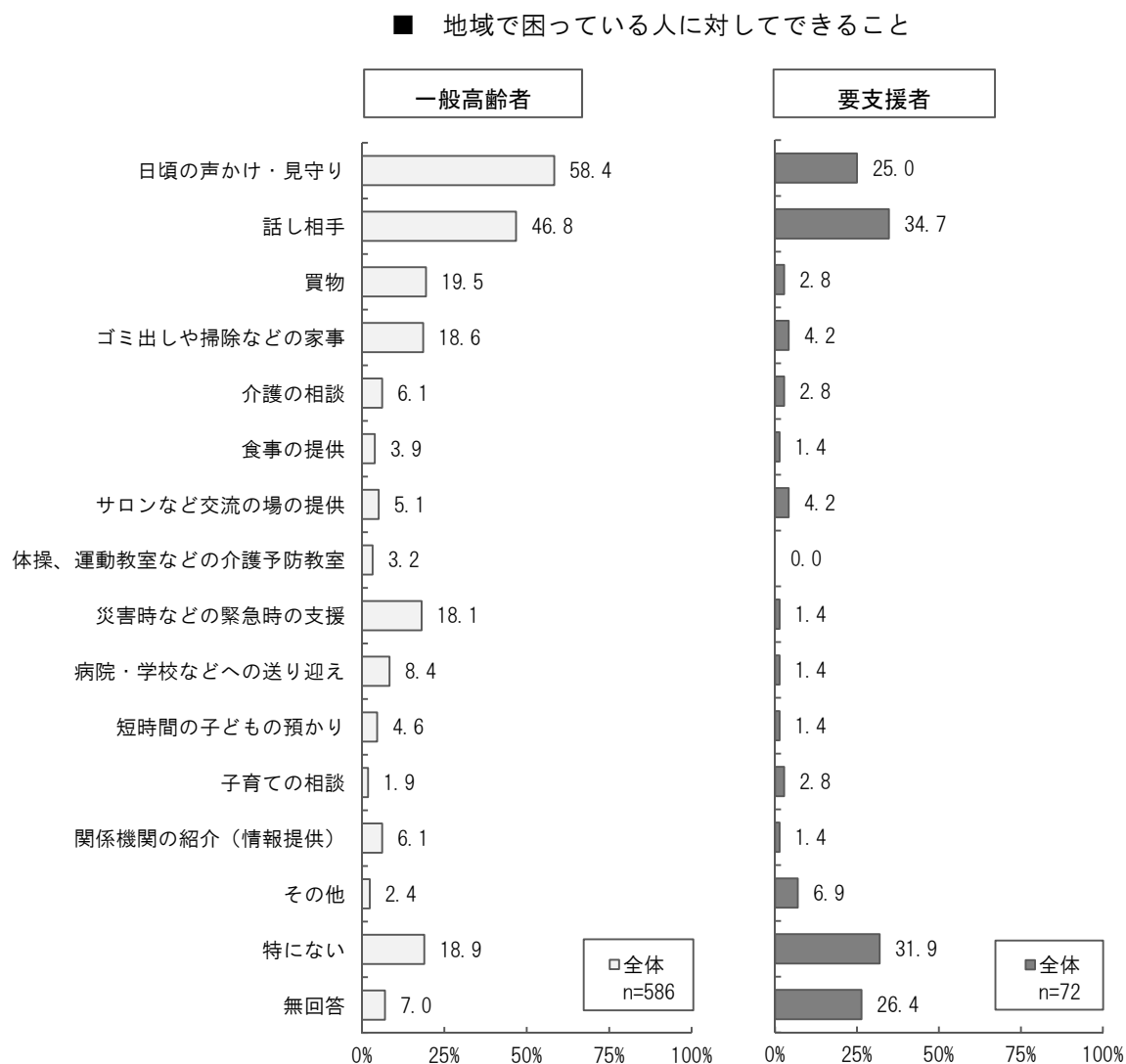
■ 企画・運営としてグループ活動等に参加してみたいか



資料：恵那市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査結果報告書

地域で困っている人に対してできることは、一般高齢者は「日頃の声かけ・見守り」(58.4%)が最も高く、次いで「話し相手」(46.8%)、「買物」(19.5%)となっています。また、「特にない」は18.9%となっています。

要支援者では、「話し相手」(34.7%)が最も高く、次いで「特にない」(31.9%)、「日頃の声かけ・見守り」(25.0%)となっています。



資料：恵那市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査結果報告書

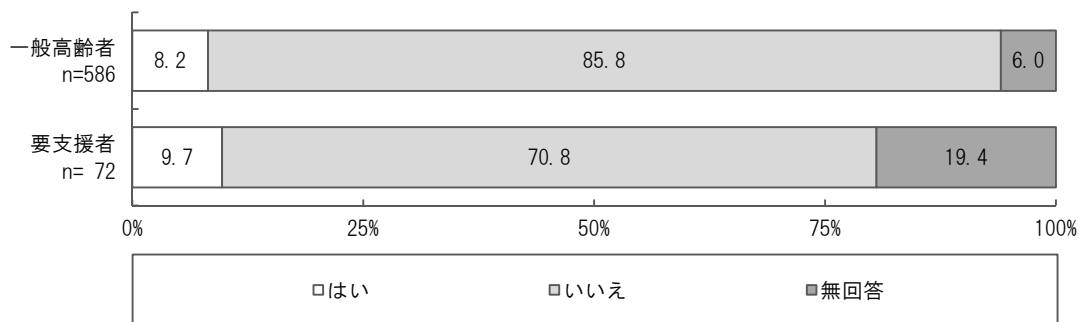
④ 認知症について

認知症の症状がある、または家族が認知症の症状がある方は、一般高齢者は8.2%、要支援者は9.7%となっており、要支援者がわずかに高くなっています。

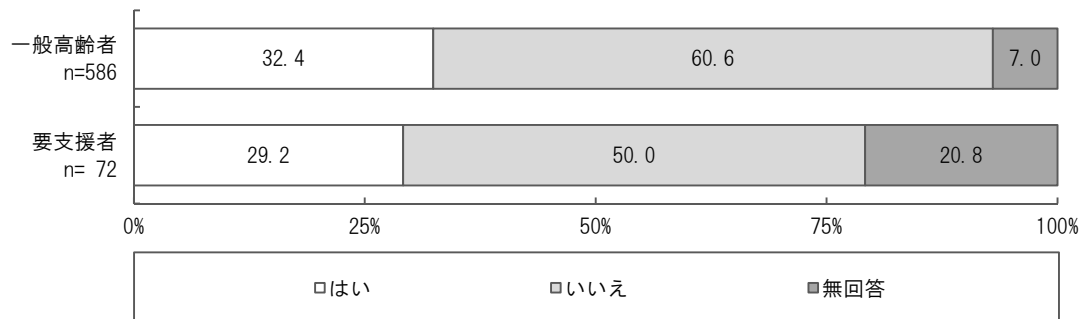
認知症に関する相談窓口を知っている方は、一般高齢者は32.4%、要支援者は29.2%となっています。また、一般高齢者・要支援者ともに5割以上が「いいえ」と回答しています。

日常生活自立支援事業を知っているかでは、一般高齢者は13.0%、要支援者は8.3%が「言葉・内容も知っている」と回答しています。一方で、「言葉も内容も今回はじめて知った」と回答した方は一般高齢者・要支援者ともに約5割前後となっています。

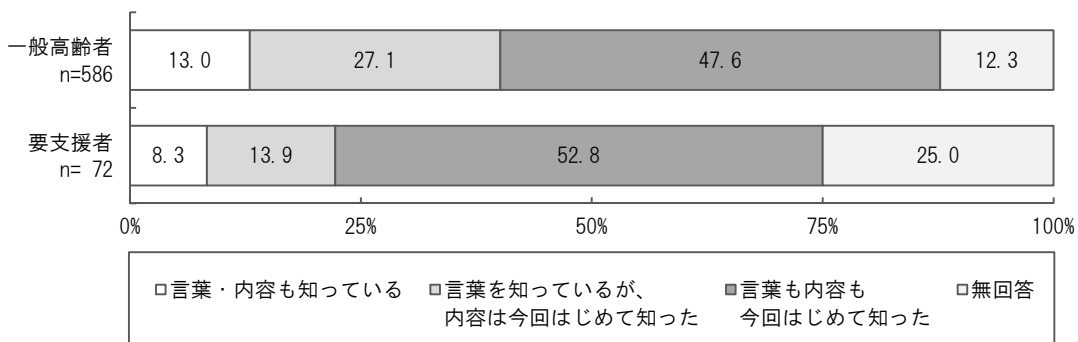
■ 認知症の症状がある、または家族が認知症の症状があるか



■ 認知症に関する相談窓口を知っているか



■ 日常生活自立支援事業※を知っているか



※日常生活自立支援事業…軽度の認知症のある高齢者、知的障がい者、精神障がい者のために、福祉サービスの利用支援と日常的な金銭管理・書類等の預かりサービスを行うために、全国の社会福祉協議会が実施している事業です。

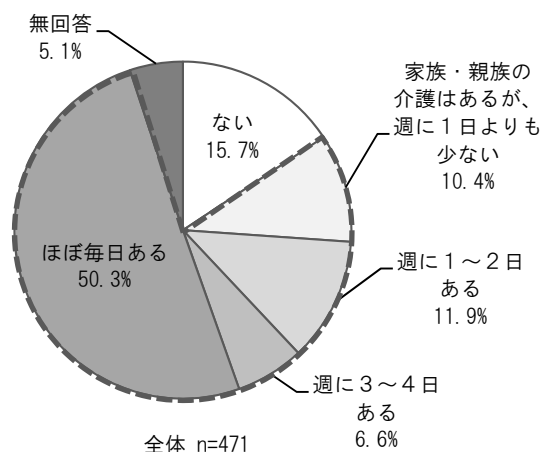
資料：恵那市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査結果報告書

(4) 在宅介護実態調査

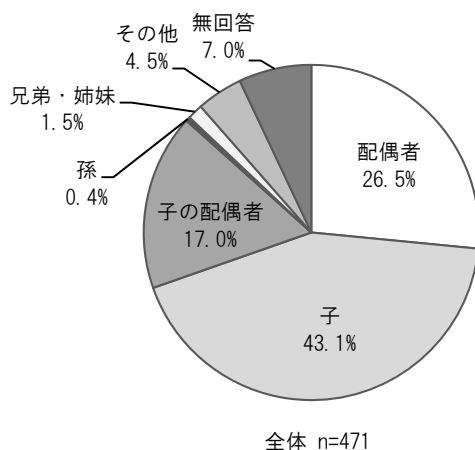
家族・親族による介護の頻度をみると、「ほぼ毎日ある」(50.3%)が最も高く、「家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない」「週に1～2日ある」「週に3～4日ある」と合わせた約8割が家族・親族による介護を受けている状況です。一方で「ない」と回答した方は15.7%となっています。

要介護者からみた主な介護者は、「子」(43.1%)が最も高く、次いで「配偶者」(26.5%)、「子の配偶者」(17.0%)となっています。

■ 家族・親族から介護してもらう頻度



■ 要介護者からみた主な介護者



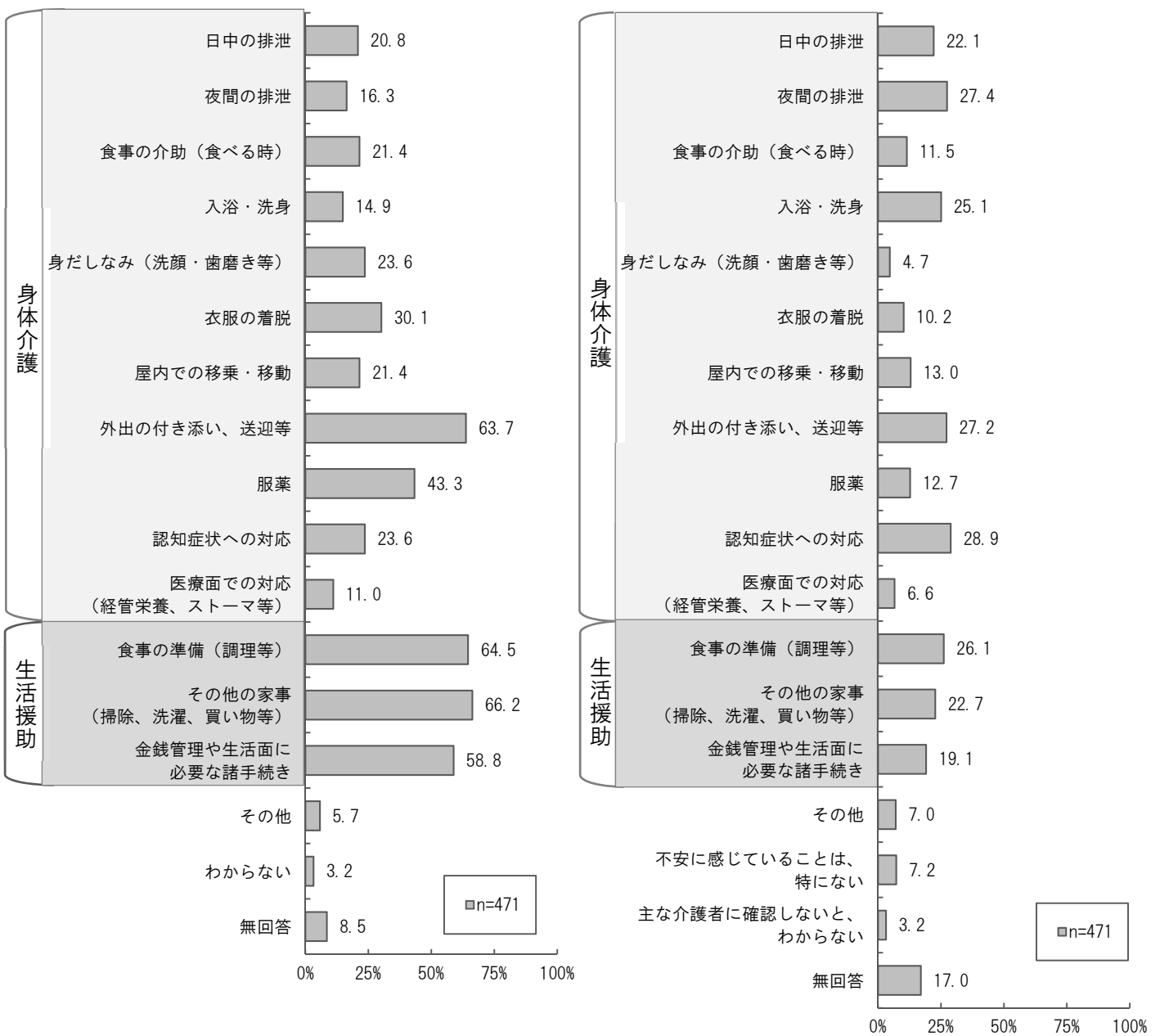
資料：恵那市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査結果報告書

主な介護者が行っている介護等をみると、身体介護では「外出の付き添い、送迎等」(63.7%)が最も高くなっています。生活援助では「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」(66.2%)、「食事の準備(調理等)」(64.5%)、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」(58.3%)となっています。

主な介護者が不安に感じる介護等をみると、身体介護では「認知症状への対応」(28.9%)が最も高く、次いで「夜間の排泄」(27.4%)、「外出の付き添い、送迎等」(27.2%)となっています。生活援助では「食事の準備(調理等)」(26.1%)、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」(22.7%)、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」(19.1%)となっています。

■ 主な介護者が行っている介護等

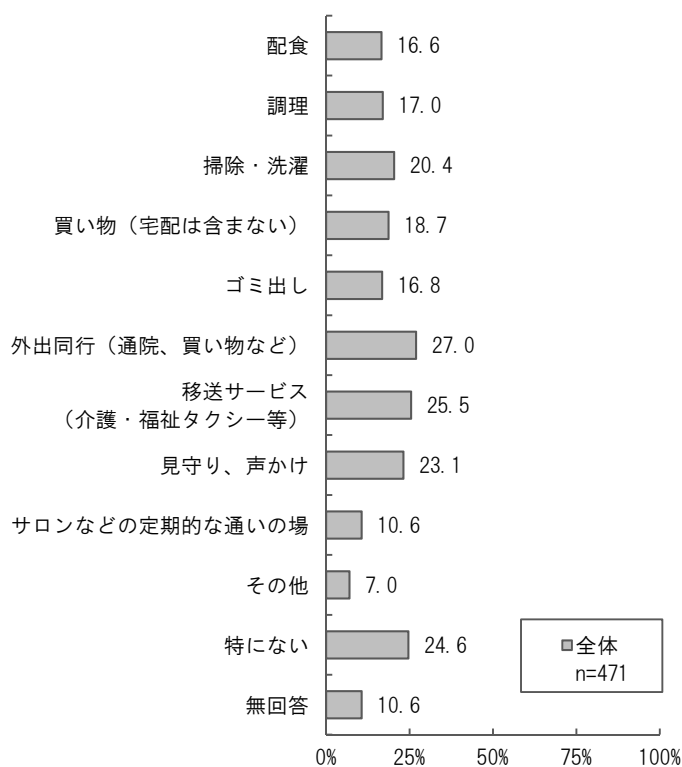
■ 主な介護者が不安に感じる介護等



資料：恵那市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査結果報告書

在宅生活を続けていくために必要な支援・サービスをみると、全体では「特にない」(24.6%)を除いて「外出同行(通院、買い物など)」(27.0%)が最も高く、次いで「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」(25.5%)、「見守り、声かけ」(23.1%)、「掃除・洗濯」(20.4%)となっています。

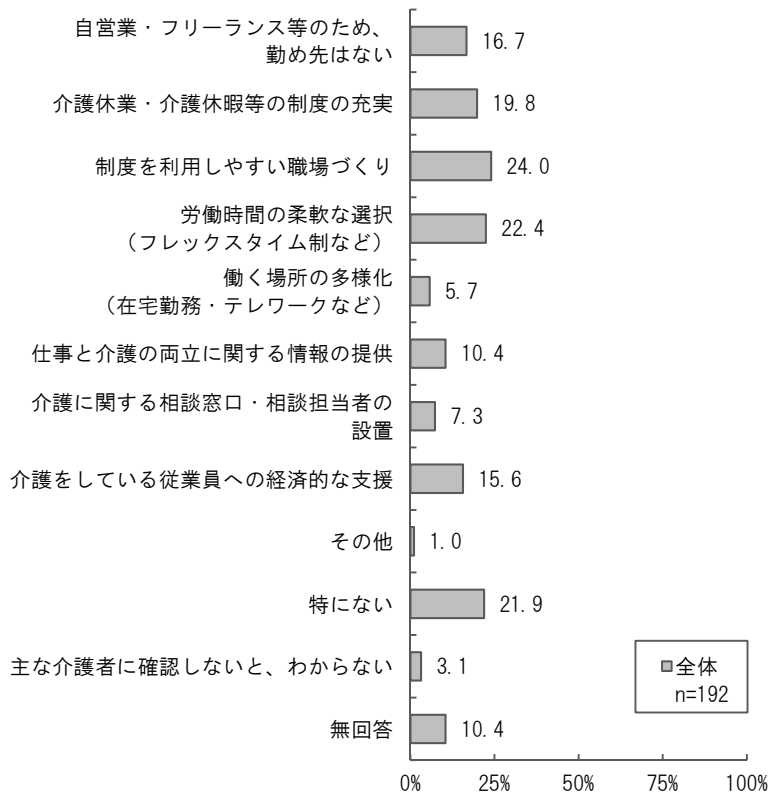
■ 在宅生活を今後も続けていくために必要な支援・サービス



資料：恵那市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査結果報告書

仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援をみると、「制度を利用しやすい職場づくり」(24.0%)が最も高く、次いで「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」(22.4%)、「特にない」(21.9%)、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」(19.8%)となっています。

■ 仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援



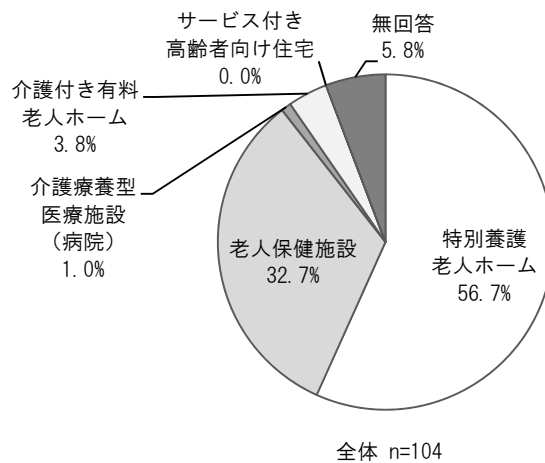
資料：恵那市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査結果報告書

(5) 施設サービス利用者実態調査

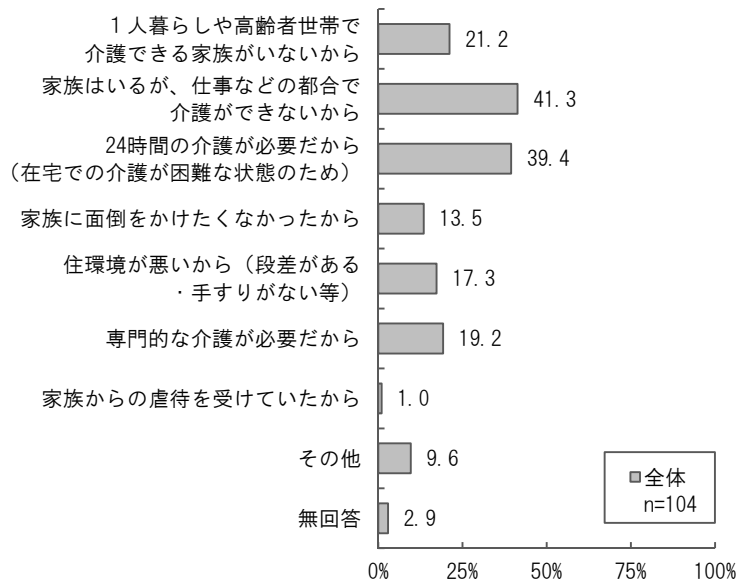
現在利用している施設の種類をみると、「特別養護老人ホーム」(56.7%)、「老人保健施設」(32.7%)、「介護付き有料老人ホーム」(3.8%)となっています。

施設への入所を希望した理由をみると、「家族はいるが、仕事などの都合で介護ができないから」(41.3%)が最も高く、次いで「24時間の介護が必要だから(在宅での介護が困難な状態のため)」(39.4%)、「1人暮らしや高齢者世帯で介護できる家族がないから」(21.2%)となっています。

■ 現在利用している施設の種類

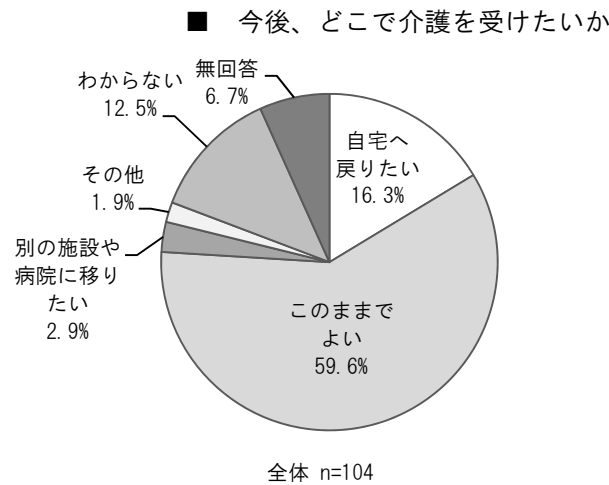


■ 施設への入所を希望した理由



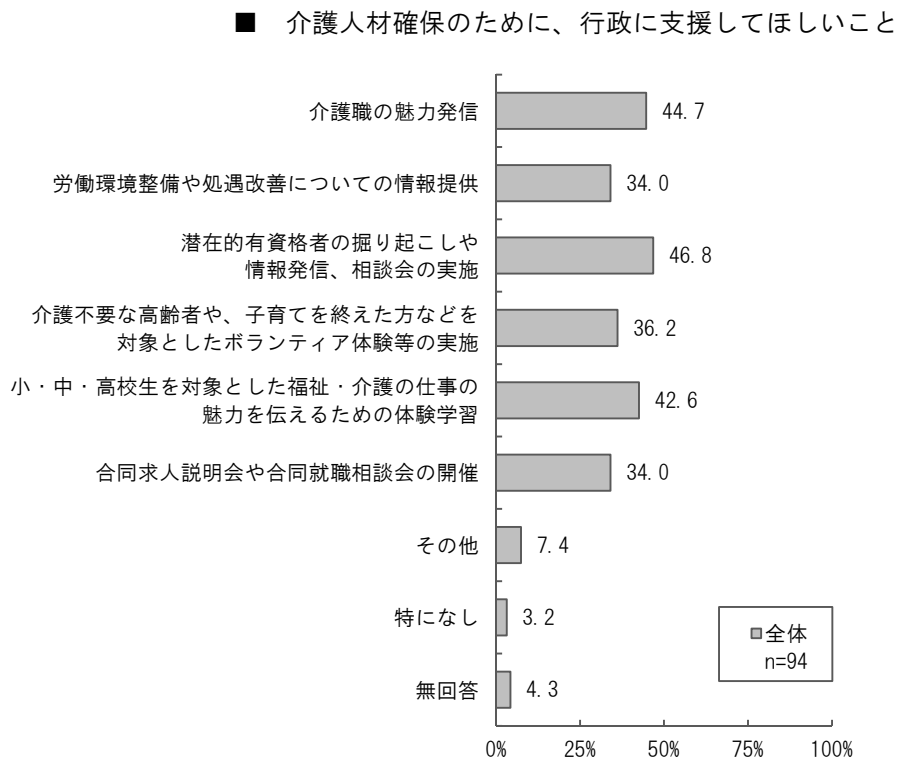
資料：恵那市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査結果報告書

今後、どこで介護を受けたいかをみると、「このままでよい」(59.6%)が最も高く、「自宅へ戻りたい」(16.3%)、「別の施設や病院に移りたい」(2.9%)となっています。



(6) 介護サービス提供事業者実態調査

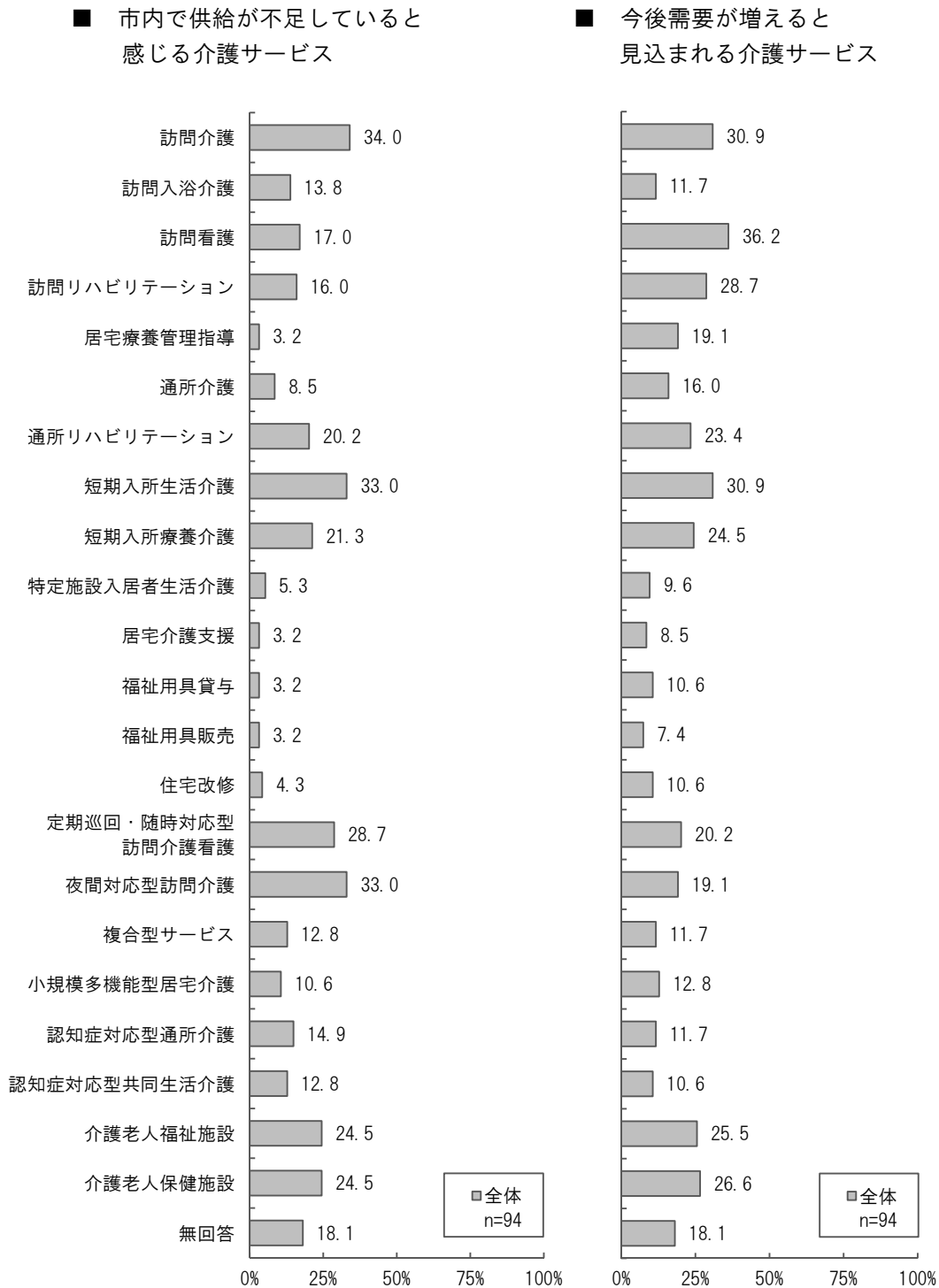
介護人材確保のために、行政に支援してほしいことをみると、「潜在的有資格者の掘り起こしや情報発信、相談会の実施」(46.8%)が最も高く、次いで「介護職の魅力発信」(44.7%)、「小・中・高校生を対象とした福祉・介護の仕事の魅力を伝えるための体験学習」(42.6%)となっています。



資料：恵那市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査結果報告書

○市内で供給が不足していると感じるサービスをみると、「訪問介護」(34.0%)が最も高く、次いで「短期入所生活介護」「夜間対応型訪問介護」(各33.0%)、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」(28.7%)となっています。

○今後需要が増えると思込まれる介護サービスをみると、「訪問看護」(36.2%)が最も高く、次いで「訪問介護」「短期入所生活介護」(各30.9%)、「訪問リハビリテーション」(28.7%)となっています。

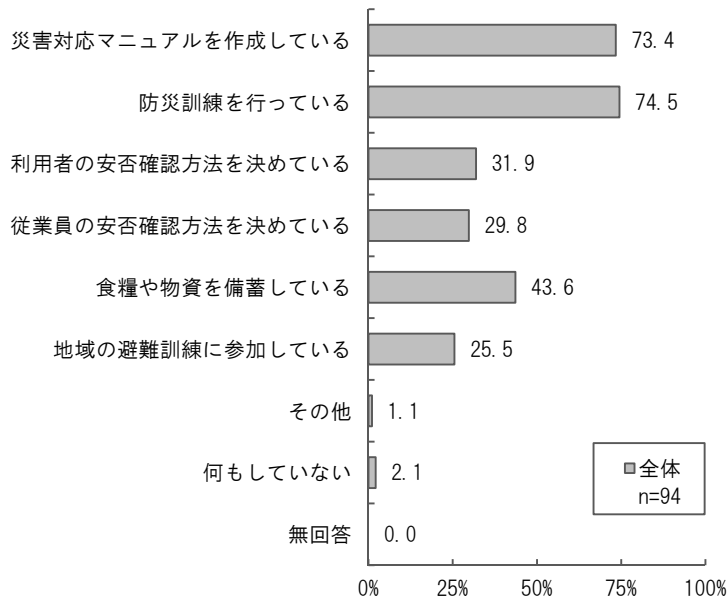


資料：恵那市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査結果報告書

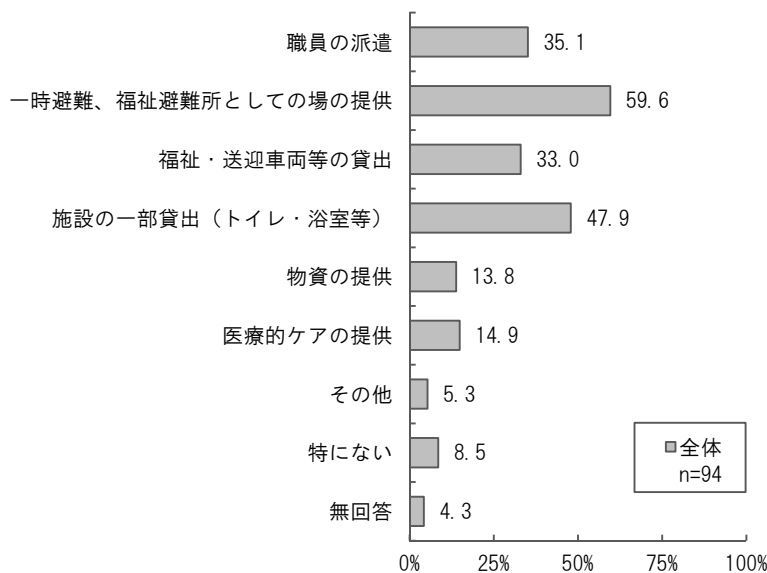
災害が発生した時のための対策をみると、「防災訓練を行っている」(74.5%)、「災害対応マニュアルを作成している」(73.4%)で高くなっています。

災害が発生した時、事業所として地域のために提供できる支援をみると、「一時避難、福祉避難所としての場の提供」(59.6%)が最も高く、次いで「施設の一部貸出(トイレ・浴室等)」(47.9%)、「職員の派遣」(35.1%)となっています。

■ 災害が発生した時のための対策



■ 災害が発生した時、事業所として地域のために提供できる支援

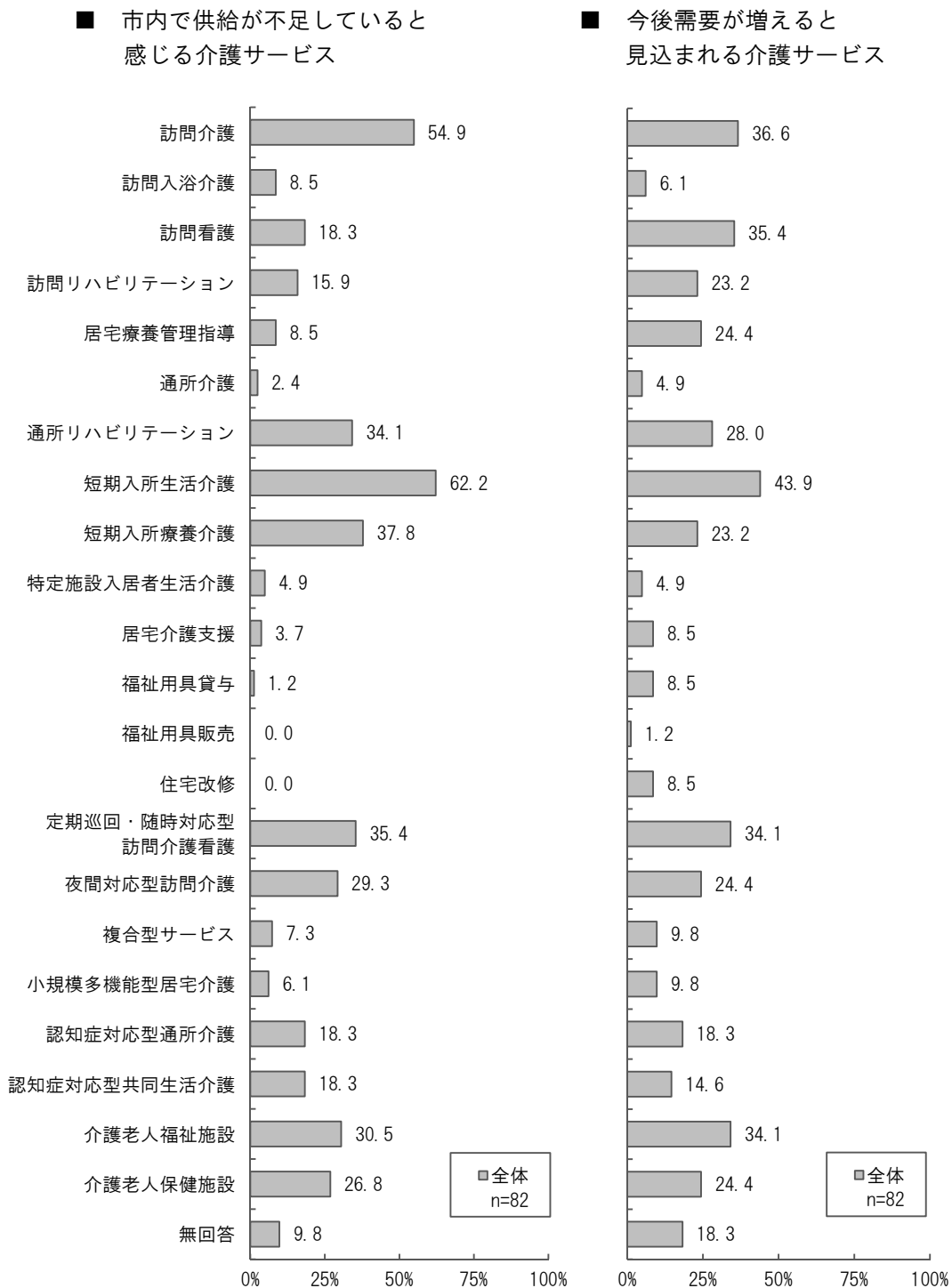


資料：恵那市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査結果報告書

(7) ケアマネジャー実態調査

市内で供給が不足していると感じる介護サービスをみると、「短期入所生活介護」(62.2%)が最も高く、次いで「訪問介護」(54.9%)、「短期入所療養介護」(37.8%)、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」(35.4%)、「通所リハビリテーション」(34.1%)となっています。

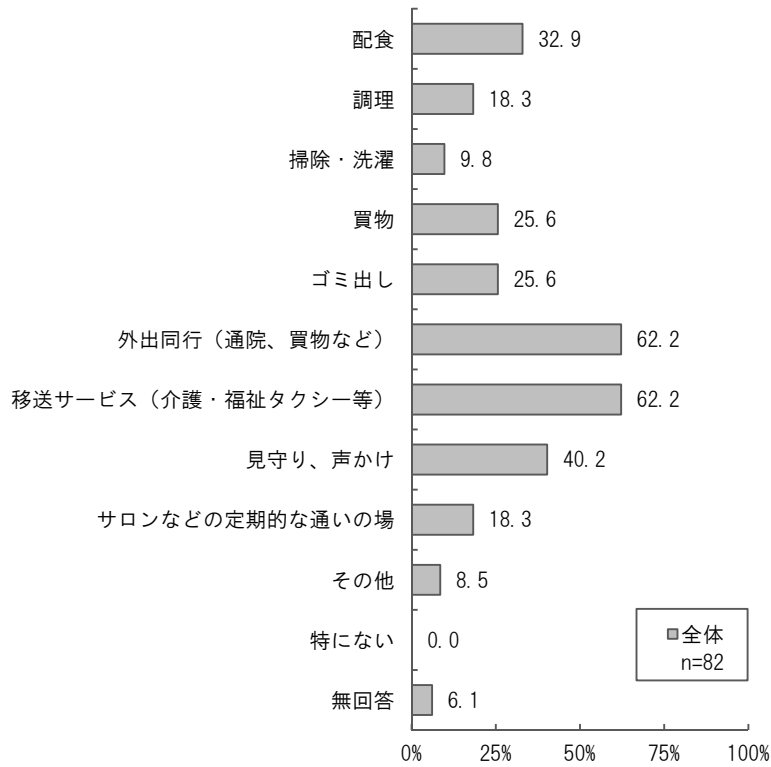
今後需要が増えると思込まれる介護サービスをみると、「短期入所生活介護」(43.9%)が最も高く、次いで「訪問介護」(36.6%)、「訪問看護」(35.4%)、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「介護老人福祉施設」(各34.1%)となっています。



資料：恵那市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査結果報告書

今後、高齢者の在宅生活の継続に必要だと感じる支援・サービスについてみると、「外出同行（通院、買物など）」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」（各62.2%）が最も高く、次いで「見守り、声かけ」（40.2%）、「配食」（32.9%）となっています。

■ 今後、高齢者の在宅生活の継続に必要だと感じる支援・サービス



資料：恵那市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査結果報告書

3 高齢者等実態調査から見える現状（考察）

考察1 介護予防事業対象者数の低減に向けた介護予防事業等の拡充

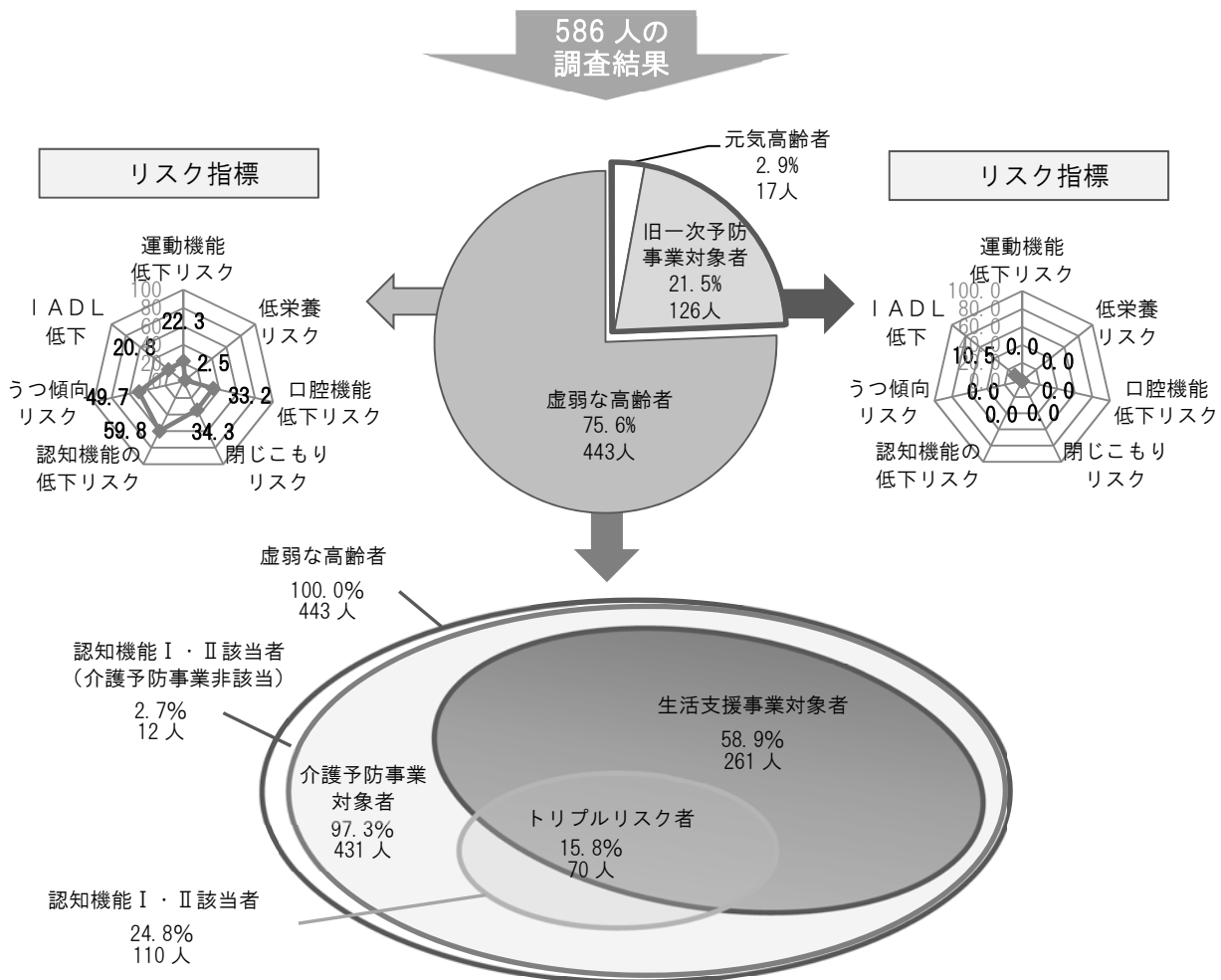
要介護認定者を除く65歳以上の高齢者像をみると、自立できている高齢者は29.3%、何らかの支援を要する虚弱な高齢者は75.6%となっています。

また、調査結果から介護予防事業対象者の内訳をみると、「生活支援事業対象者」(58.9%)、「認知機能Ⅰ・Ⅱ該当者」(24.8%)となり、これらのリスクを重複して抱える高齢者は15.8%となっています。

支援を要する高齢者は、介護予防事業対象者や認知機能障害該当者の割合が高くなる傾向にあり、特に「物忘れ」や一人暮らし高齢者に多い「うつ傾向」への対策は重要です。

高齢者の健康自立度を悪化させないためには、集いの場や認知症カフェ等の事業への積極的な参加を促進させる活動に取り組むことが必要です。

事業への参加頻度によって事業効果は大きく変わることから、自立できている高齢者から同世代の介護予防事業対象者への声かけや励ましなど、地域住民の協力で対応できる共存の姿勢が求められています。



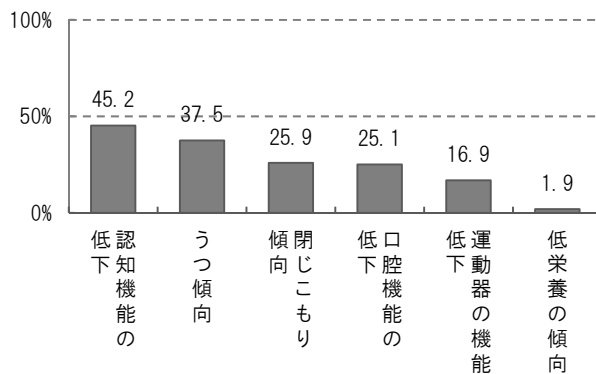
※介護予防事業対象者・生活支援事業対象者・認知機能Ⅰ・Ⅱ該当者にはそれぞれ重複があります。
 ※IADL 低下には、「低い」と「やや低い」の割合を含みます

考察2 「認知機能の低下」や「うつ傾向」の改善に向けた介護予防事業の取組

一般高齢者の各種リスク該当者割合をみると、「認知機能の低下」(45.2%)、「うつ傾向」(37.5%)、「閉じこもり傾向」(37.5%)が上位3位を占め、「口腔機能の低下」(25.1%)、「運動器の機能低下」(16.9%)、「低栄養の傾向」(1.9%)の順になっています。

「運動器の機能低下」と「認知機能の低下」「うつ傾向」は相互に関連するリスクであることから、足腰・腹部の筋力向上のための運動を取り入れた中年期からの介護予防事業の充実が求められます。

また、リスクの程度や種類に応じた介護予防事業、特に社会資源とのマッチングを推進することが効果的と考えられることから、介護予防のための体操やレクリエーションとしての趣味講座や交流事業への参加の呼びかけを積極的に行うことが有効です。



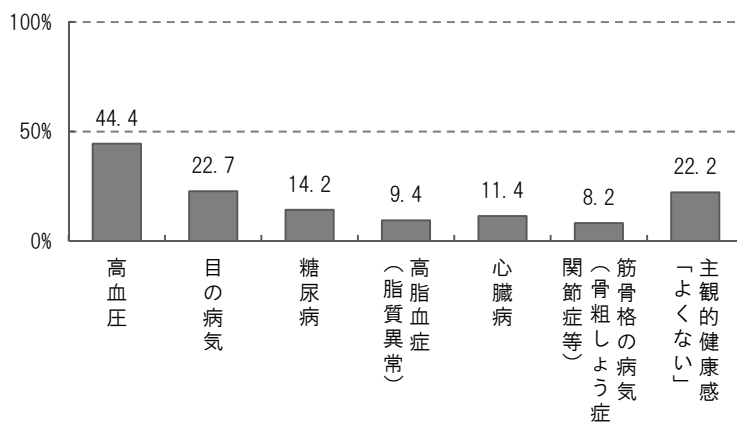
考察3 高齢者の健康寿命の延伸に向けた取組

一般高齢者の現在治療中の疾患割合をみると、「高血圧」(44.4%)が最も高く、次いで「目の病気」(22.7%)となっています。また、ほかの疾患をみると、「糖尿病」「心臓病」が10%を超え、「高脂血症(脂質異常)」「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」(8.2%)となっており、主観的健康感では22.2%が「よくない」と感じている状況です。

これらの結果から、生活習慣病に関わる疾患が上位を占めていることがわかります。

超高齢社会において高齢者の健康寿命の延伸に向けた取組が重要となります。

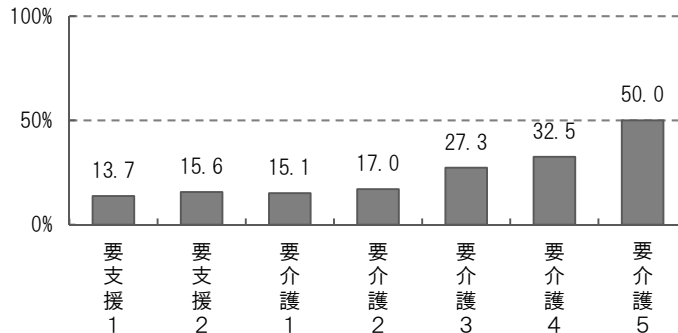
治療中の高齢者は治療に専念することが優先となりますが、同時に生活習慣の改善に留意することも必要です。生活習慣病の予防対策の強化とともに、早期発見・早期治療のための周知徹底を図り、早期治療のための定期的な健診受診を勧奨していくことが求められます。



考察4 医療ニーズの高い在宅療養者を支えるサービスの提供体制の検討

訪問診療の利用者を要介護度別にみると、要介護度の重度化に伴い、訪問診療の利用割合が増加する傾向にあり、要支援1では13.7%であった訪問診療の利用割合が、要介護1では15.1%、要介護3では27.3%、要介護5では50.0%となっています。

今後、中重度の要介護者の増加が見込まれることから、それに伴い増加することが予想される「介護と医療の両方のニーズを持つ在宅療養者」について、適切なサービス提供体制を確保していくことが必要です。

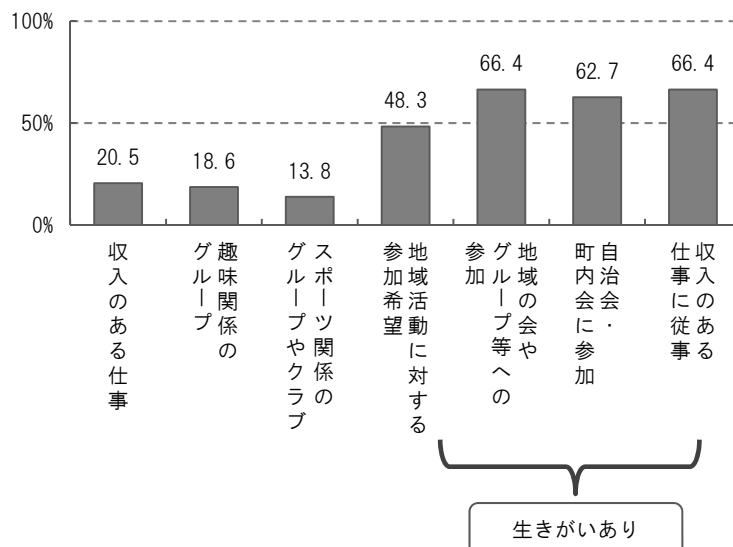


考察5 高齢者の社会参加を促進するための仕組みづくりや体制整備

一般高齢者の地域活動等への参加状況（月1回以上）は、「収入のある仕事」（20.5%）、「趣味関係のグループ」（18.6%）、「スポーツ関係のグループやクラブ」（13.8%）が上位を占めています。

地域活動に対する参加希望は5割に満たないですが、地域活動参加者の生きがいを感じている割合は、いずれの活動においても6割を超えています。活動に参加することで健康づくりや機能リスク改善、また自立した生活を送るための効果が期待できると考えられます。

また、就業できる場など、高齢者の社会参加を促進するための環境整備への拡充策が必要となります。

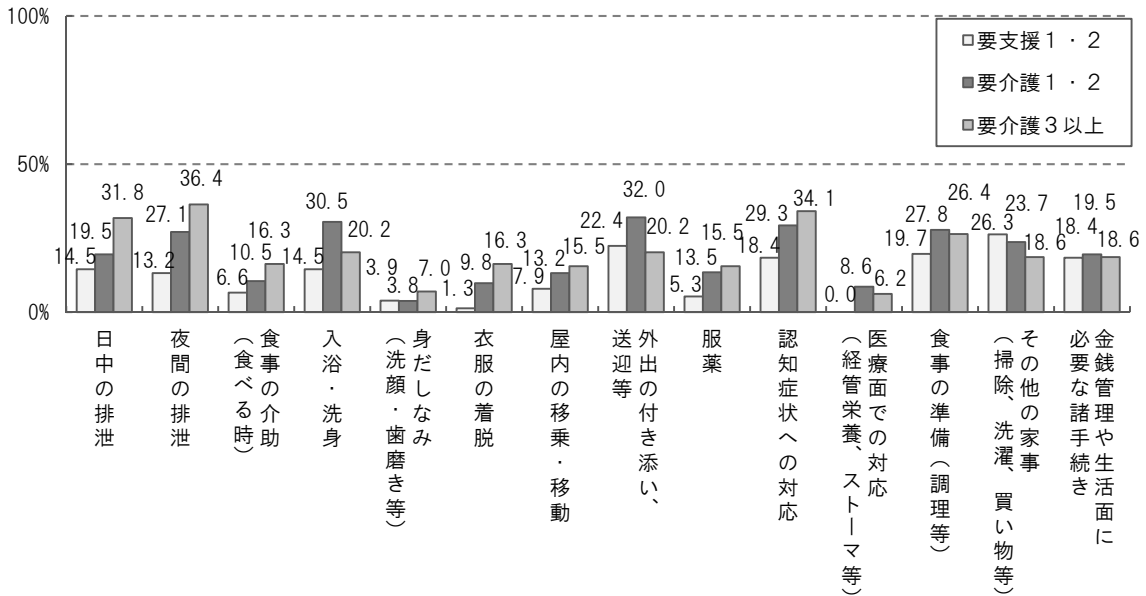


考察6 支援・サービスの提供に向けた地域全体の取組

現在の生活を継続していく上で主な介護者が不安を感じる介護は、要介護3以上では、特に「夜間の排泄」(36.4%)、「認知症状への対応」(34.1%)、「日中の排泄」(31.8%)について不安が大きい傾向がみられました。また、要介護1・2では「外出の付き添い、送迎等」(32.0%)、「入浴・洗身」(30.5%)、「認知症状への対応」(29.3%)、「夜間の排泄」(27.1%)、要支援1・2では「外出の付き添い、送迎等」(22.4%)、「日中の排泄」「入浴・洗身」(各14.5%)、「夜間の排泄」(13.2%)を上位に挙げています。

今後重度化する可能性があると考えられる「要介護1・2」の方を含めて、中重度の方を対象とした各種の支援・サービスを確保していくことは、大きな課題であるといえます。

地域資源や多職種連携など、総合事業や保険外の支援・サービスの積極的な利用促進を図るとともに、地域全体として、全ての要介護者への対応を可能とする支援・サービス提供体制の整備を進めていくことが重要です。

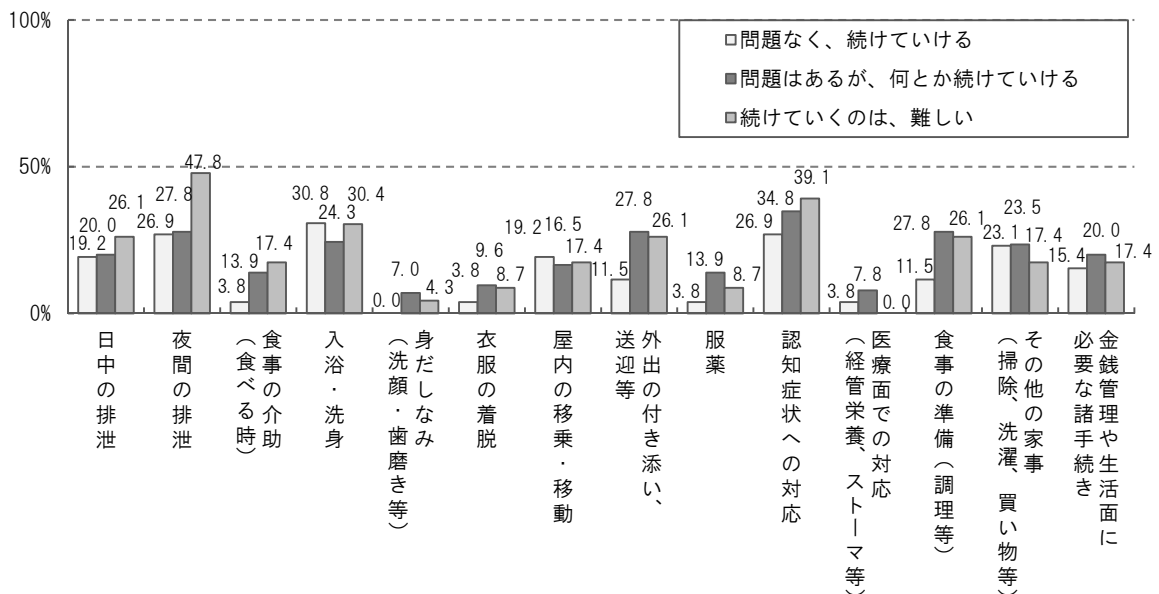


考察7 仕事と介護の両立に向けた支援・サービス提供体制の検討

現在の生活を継続していくにあたり、継続就労している介護者が不安を感じる介護についてみると、「問題はあるが、何とか続けていける」もしくは「続けていくのは難しい」と回答した方では、「認知症状への対応」「夜間の排泄」「外出の付き添い、送迎等」「入浴・洗身」「食事の準備」に高い傾向がみられました。

これらの介護が、在宅生活を維持しながら就労を継続させることへの可否判断に少なからず影響を与えていると考えられます。

介護サービスに対するニーズは要介護者の状況だけでなく、介護者の就労状況等によっても異なります。介護者の多様な就労状況に合わせた柔軟な対応が可能となる訪問系サービスや通所系サービスを組み合わせることや、小規模多機能型居宅介護などの包括的サービスを活用することが、仕事と介護の両立を継続させるために重要です。



■ 用語集

項 目
<p>元気高齢者</p> <p>要支援・要介護認定者を除く65歳以上の高齢者のうち、介護予防事業対象者、生活支援事業対象者、軽度認知機能障害対象者に該当していない、健康で元気に暮らしている65～74歳（前期高齢者）の方を称しています。</p>
<p>旧一次予防事業対象者</p> <p>要支援・要介護認定者を除く65歳以上の高齢者のうち、元気高齢者、介護予防事業対象者、生活支援事業対象者、軽度認知機能障害該当者に該当していない方を称しています。</p>
<p>介護予防事業対象者</p> <p>旧二次予防事業対象者。 要支援・要介護認定者を除く65歳以上の高齢者のうち、要支援又は要介護状態になるおそれがあると判定された方を称しています。</p>
<p>生活支援事業対象者</p> <p>下記①②に該当する高齢者を称します。</p> <p>①要支援認定者 and</p> <p>●問1-(1)で「1. 1人暮らし」or「2. 夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」or問1-①で「1. よくある」に回答 or</p> <p>②介護予防事業対象者 and</p> <p>●問1-(1)で「1. 1人暮らし」or「2. 夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」に回答or問1-①で「1. よくある」に回答</p>
<p>軽度認知機能障害該当者 （認知機能レベルⅠ・Ⅱ該当）</p> <p>認知機能の障害程度がレベルⅠ（境界域）・レベルⅡ（軽度）に該当した高齢者を称し、認知症の予防効果が見込める軽度認知機能障害該当者として位置づけています。</p>
<p>IADL（手段的自立度）</p> <p>交通機関の利用や電話の応対、買い物、食事の支度、家事、洗濯、服薬管理、金銭管理など、自立した生活を営むためのより複雑で多くの労作が求められる活動のことをいいます。</p>

4 高齢者の生活支援の状況

(1) 高齢者の生きがいくくり

① 壮健クラブ（老人クラブ）

壮健クラブの活動を通じ、社会奉仕活動、健康増進、生きがいくくり、仲間づくりなど、高齢者同士の活発な交流が図られています。

活動回数、活動者数ともに、実績値は減少しています。計画の達成率は令和元年度は9割強となっています。

■ 壮健クラブの活動実績

	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
活動回数(回)	12,500	9,634	77.1%	9,200	9,291	101.0%	9,300	8,563	92.1%
活動者数(人)	58,000	47,605	82.1%	48,000	47,122	98.2%	49,000	43,956	89.7%

資料：高齢福祉課

② シルバー人材センター

健康で働く意欲のある60歳以上の方を対象に、豊かな知識・技能・経験等を生かして地域社会へ貢献できるよう仕事を紹介したり、ボランティア活動等の事業の企画。運営。実施を行っています。

シルバー人材センターについて、受注件数は減少しており、就業延人数は横ばいに推移しています。令和元年度の計画達成率は9割強となっていますが、過去3年で最も低くなっています。

■ シルバー人材センターの実績

	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
受注件数(件)	4,400	4,317	98.1%	4,400	4,200	95.5%	4,500	4,038	89.7%
就業延人数(人)	36,800	36,485	99.1%	39,000	36,601	93.8%	40,000	36,016	90.0%

資料：高齢福祉課

(2) 介護予防の取り組み

① 介護予防事業

身近な地域で健康づくり・介護予防の教室を開催しています。

一般介護予防参加者数は平成30年まで実績値が計画値を上回っていましたが、令和元年は新型コロナウイルス感染症の影響で教室などの実施が中止になり、計画値を達成することができませんでした。

■ 介護予防事業の実績

	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
一般介護予防参加者数(人)	18,000	18,634	103.5%	18,000	19,274	107.1%	18,000	17,520	97.3%

資料：高齢福祉課

② 介護予防サポーター養成講座

介護予防の基礎知識を学び、地域で介護予防事業の支援や活動できる人を養成する講座を開催しています。

介護予防サポーター養成講座参加者数は令和元年にかけて減少しています。

■ 介護予防サポーター養成講座の実績

	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
介護予防サポーター養成講座参加者数(人)	40	40	100.0%	40	32	80.0%	40	26	65.0%

資料：高齢福祉課

(3) 認知症高齢者への取り組み

認知症についての基礎的な知識を学び、認知症本人や家族を見守る「認知症サポーター」を養成する講座を開催しています。

認知症サポーターの人数は年々増加していますが、計画達成率は減少しています。

■ 認知症サポーターの実績

	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
認知症サポーター(人)	5,800	5,600	96.6%	6,200	5,822	93.9%	6,700	6,116	91.3%

資料：高齢福祉課

5 第7期計画の評価と恵那市の課題

課題1 高齢者の重度化予防と健康づくり

令和元（2019）年に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によると、主観的健康観では、一般高齢者のおよそ8割、要支援者の4割が「健康状態がよいと回答していますが、一方で、要支援者のおよそ5割が「健康状況がよくない」と回答しています。

また、本市で実施している介護予防事業について知っている事業についてみると、一般高齢者・要支援者ともに「認知症講演会」「プールウォーキング教室」の認知度が高くなっていますが、市民全体に浸透している状況とは言えない状況となっています。一方で「知らない」と答えた方が一般高齢者・要支援者ともに5割程度となっています。

本市では、「健幸都市えな」を掲げて市全体で健康づくりを推進しています。重症化予防のための介護予防事業や健康づくりに力を入れて取り組むとともに、趣味や生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、元気な高齢者の増加へとつながるための介護予防事業や健康づくりを推進していくことが重要です。

課題2 地域でいつまでも暮らし続けるための支援

市民の誰もが、できるだけ住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるためには、切れ目のない医療と介護の提供体制の構築をすることが必須となっています。

「介護サービス提供事業者実態調査」の結果によると、医療機関との連携について取り組んでいることとして「往診をしてくれる医師・医療機関がある」「医療機関から利用者の健康管理や処置について助言を受けている」が高くなっています。地域包括支援センターとの連携について取り組んでいることとして「介護予防事業での連携」が高くなっています。

また、「ケアマネジャー実態調査」の結果によると、「医療機関（主治医）との連携が図れている」と回答した割合は8割強となっています。

今後、高齢化が進展し、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者の増加が見込まれることから、在宅医療と介護を支える医療・介護分野の多職種連携を推進し、市民や地域の医療・介護関係者と目指すべき姿について共有・協働・連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を推進していくことが重要です。

さらに、医療・介護連携を推進していくために、地域包括支援センターやケアマネジャーなどの多職種の連携やネットワークのさらなる強化のためのマネジメントが必要となっています。

また、「在宅介護実態調査」の結果によると、主な介護者が不安を感じる介護として、「認知症状への対応」が高くなっています。本市の認知症への取り組みとして、「認知症の人の家族のつどい」の開催や「認知症サポーター養成講座」を実施していますが、認知度はいずれも低くなっています。今後も増加が見込まれる認知症高齢者の支援に向けては、認知症に関する正しい知識と理解を普及し、認知症の人とその家族も安心して暮らし続けられるような支援やサポートの周知が必要です。

課題3 地域共生社会の実現に向けた取り組み

本市では、高齢者が住みなれた地域で生活を継続することができる体制づくりを目指し、市内13の地区を3つの「日常生活圏域」に設定し、地域密着型サービスの整備促進を図っています。

地域住民が主体となり、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として捉え、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の役割を超えて、人と人、人と社会が「丸ごと」つながる取組を通して、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域をともに築く「地域共生社会」の実現が求められており、地域でできることは地域で対応・解決していく、地域の支え合いの仕組みづくりが求められています。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によると、地域住民を活かした高齢者支援で必要だと思うこととして、一般高齢者・要支援者ともに「日頃の声かけ・見守り」が高くまた、地域で困っている人に対してできることとして、一般高齢者では「日頃の声かけ・見守り」、要支援者では「話し相手」で高くなっています。

地域共生社会の実現には、地域ごとに抱える課題を、身近な地域での助け合いによって解決していくことが重要です。「日頃の声かけ・見守り」「話し相手」などできることからはじめ、地域で困りごとを抱えた高齢者のニーズの吸い上げから課題の解決へ推進していくことが求められます。

課題4 認知症施策の推進

認知症施策として、早期発見・早期対応、相談支援体制の充実や、認知症の方が安心して社会参加ができる仕組みづくり等、幅広い支援が必要となります。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によると、認知症に関する窓口を知っていると回答した割合は、一般高齢者・要支援者ともにおよそ3割となっています。また、日常生活自立支援事業を「言葉・内容も知っている」と回答した割合は一般高齢者・要支援者ともにおよそ1割となっています。

認知症の方やその家族介護者ができる限り住み慣れた地域の中で、自分らしく尊厳と希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現のためには、多くの市民が認知症を正しく理解し、誤解や偏見をなくすための知識の普及・啓発に取り組むことが重要です。

課題5 防災・感染症対策への取り組み

「介護サービス提供事業者実態調査」の結果によると、災害が発生した時のための対策として「災害対応マニュアルを作成している」「防災訓練を行っている」と回答した割合はそれぞれ7割を超えています。また、災害が発生した時、事務所として地域のために提供できる支援として、「一時避難、福祉避難所としての場の提供」「施設の一部貸出（トイレ・浴室等）」をあげています。

大規模災害や感染症の影響により、安心・安全な地域社会づくりは今後より一層重要になります。災害や感染症への対策の強化と新しい生活様式を取り入れた創意工夫が必要です。

6 各地区の課題と取り組み

本市は13の地区で構成され、高齢化率や生活環境などさまざまとなっており、それぞれ地区における課題があります。令和元年度(2019年度)実施の地域福祉懇談会や令和2年度(2020年度)実施の地域自治区ケア推進会議の内容をもとに各地区における課題と今後の取り組みについてまとめています。

大井地区

大井地区は、市の中心市街地にあり、市内で最も人口が多く、高齢化率も他地区に比べ低い状況です。一方で、人と人とのつながりが希薄になりつつあるため、気軽に集まれる集いの場の拡充を図ります。また、自治会に入っていない高齢者も含めた平常時の安否確認や災害等の緊急時における安否確認、避難誘導などが課題となっています。自治会と民生委員が連携し情報交換を行い、災害時と平常時の安否確認の充実を進めます。



長島地区

長島地区は、市街地や住宅団地、農村地域など、多様な特徴をもつ地域が混在しており、それぞれで抱える課題が異なります。農村地域では、移動手段や買い物が困難となっていますが、地域での支え合いの活動を進めています。一方、中心市街地では、コミュニティ活動の希薄化が課題となっており、サロン等活動や見守り活動の充実が求められています。

福祉委員と民生委員の意見交換会を継続し、連携をすることで、見守り活動をさらに充実します。また、サロン等の活動回数や担い手の増加に向け、担い手同士の情報交換会を実施する等、サロン等活動の充実に取り組みます。また、久須見地区の「お助け隊」の周知や利用促進を図るため、住民への啓発活動に努めます。



東野地区

東野地区は、地域ぐるみの行事が多く、隣近所とのつながりが強い地域です。一人暮らし高齢者への見守り活動がされている中で、老々介護の問題や認知症を介護する家族介護者への支援が課題となっています。

認知症について正しい理解を得るための勉強会の開催等が必要となっており、今後は認知症サポーター養成講座受講を呼び掛けていきます。

近所付き合いが強い特性を活かし、見守り活動の強化や、高齢者や家族介護者などが気軽に集まることができるサロン等を新たに増やして、より多くの方の参加を呼び掛けています。災害時、登録している方の避難誘導をするための「災害福祉マップ」について、毎年行われる防災訓練でも活用できるよう、自治会長会議・福祉委員協議会にて周知を行っています。



三郷地区

三郷地区は、少子高齢化の進展や就労の場の不足による若者の流出などにより、高齢者世帯が多く、地域全体の活力低下が懸念されます。一人暮らし高齢者への見守り活動が重要である一方、高齢者自身が健康な状態で生活できるよう、高齢者の生きがいづくりも必要となっています。三郷町では「みさと愛の会」において、住民主体で介護予防をはじめ高齢者の暮らしのお手伝い事業を積極的に取り組んでいます。活動についての勉強会を開催するなどして住民の理解と担い手の育成を図り、全地域への展開に努めます。また、ボランティア活動をされている団体等の内容を一覧にまとめ住民の皆さんが利用しやすくする検討や移動販売等の必要性についてのアンケートを独居高齢者等に対し実施します。



武並地区

武並地区は、交通アクセス、自然環境に恵まれた住宅地として発展していますが、日中独居の高齢者への対応が課題となっています。取り組みとして、安心カードの見直しや災害時の危険箇所・要支援者・役割分担の確認をします。また、子どもから大人まで多世代が気軽に集まれるサロン等の充実やボランティアの育成が必要となっており、民生委員・福祉協力員・自治会の連携の場をつくり、見守り活動の充実を進めます。若い世代への啓発に取り組み、壮健クラブへの加入者、担い手（ボランティア）の増加につなげます。支え愛の会（有償ボランティア）の再編・啓発活動に努めます。



笠置地区

笠置地区は、少子高齢化の進展によって日頃の高齢者に対する見守り活動が課題となっています。そのため、地域活動や地域組織の活性化を積極的に進めており、さりげなく見守りを行う福祉協力員の活動によって、孤独死ゼロをめざし、自治会や民生委員などが連携を取りながら、見守り意識の向上と災害時のマニュアル化を進めています。また、つどいの場の増加や地域行事での世代間交流を促進するなど、高齢者の社会参加の機会の充実に努めます。

高齢者移動支援事業「みかさぎ」の開始により、高齢者の病院受診や買い物に対するニーズに応えると共にボランティアの育成に繋げています。



中野方地区

中野方地区は、少子高齢化が進み、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の支援が必要になっています。このため、民生委員や福祉委員などが連携し情報共有しながら見守り活動を積極的に行っていますが、見守りを受け入れることや支援を求める人への対応が課題となっています。

そのため、「NPO法人まめに暮らそまい会」を中心に、移送サービス「おきもり」や家事支援など住民主体で地域福祉活動を進めています。活動拠点である「まめの木」では、高齢者のつどいの場「まめくら学校」や「まめくらクラブ」の開催、新たに一人暮らしの男性高齢者が参加しやすい集いの場「第三木曜会」を立ち上げ、男性が気軽に外出交流しやすい居場所づくりを進めています。住み慣れた場所で暮らし続けていけるように高齢者同士の交流と介護予防に取り組んでいます。

今後は、活動の継続のために若い年齢層に目を向け、地域福祉活動を担う人材の育成に取り組んでいきます。



飯地地区

飯地地区は、市内で最も少子高齢化が進んでいる地区であり、住民1人に対する行事や役割の負担が過大になっています。日頃からの見守り活動を実施し、支援が必要な高齢者を守る体制の整備に努めています。

孤独死ゼロをめざした見守りの強化を課題として、関係機関同士の連携を深め、サロンや集いの場等の充実に取り組めます。

また、「いいじ里山バス」の運行により、高齢者が生きがいをもって外出できる機会をつくり、病院受診や外出支援に繋がっています。



岩村地区

岩村地区は、大規模商業店舗が出店し、生活が便利になりつつありますが、岩村本通りの商店の閉店などにより、以前から暮らす高齢者は、日常の買い物が不便になりつつあります。日頃のサロン活動や人との交流は高齢者の健康維持につながるため、既存のサロンをきめ細かく周知し、利用者の増加を図るとともに、男性も気軽に参加できる場所を創出します。また、民生委員・福祉委員・自治会・壮健クラブと連携を強化し、安心カードと普段の見守り活動、災害時の対応の充実に努めます。



山岡地区

山岡地区は、一人暮らし高齢者や高齢者世帯が地域と繋がりを持ちながら生活し続けられるように、買い物や通院など、地域で支え合う仕組みの再構築を進めています。

今後は、さらなる地域での見守りを強化するために、社会福祉協議会の登録と安心カードの情報の擦り合わせや福祉委員についての住民への啓発、民生委員の住民への対応方法、自治会未加入者への見守り方法を検討します。



明智地区

明智地区は、ボランティアによるまちづくりとして「日本大正村」が立村され、観光地として賑わってきました。

明智地区の現状として、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しているため、見守り活動を充実するため民生委員と福祉委員の連携を図るなど関係者の協力体制を強化します。また、見守りの体制について町民への周知を図ります。



串原地区

串原地区は、他地区と比べて高齢化率が高く、見守り活動や、高齢者の移動手段の確保、や災害等の緊急時における対応など、さまざまな問題を抱えています。特に、見守り活動については、住民への周知を促進し地域での運動として取り組むことができるよう、持続可能な仕組み作りを進めます。

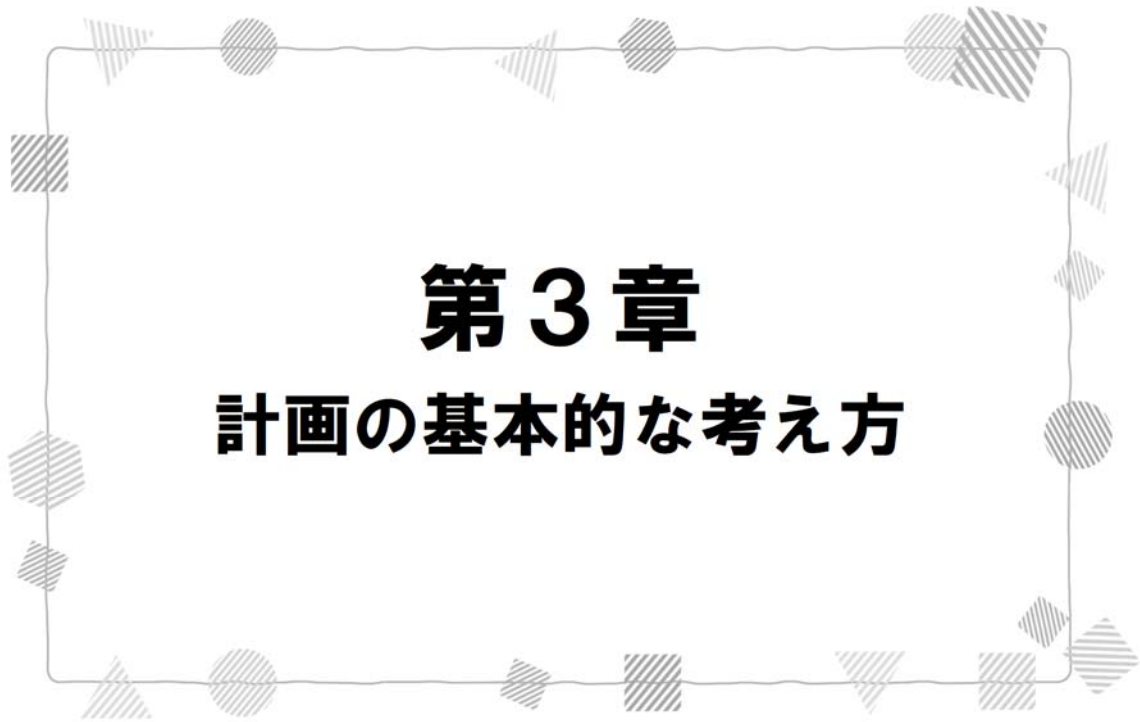


上矢作地区

上矢作地区は、国保上矢作病院や保健福祉センター、歯科診療所、特別養護老人ホームを有しており、各関係機関が連携した健康づくり活動を推進しています。一方で、高齢者の移動手段の不足、引きこもりの人の把握や対応など、地域における課題があります。今後検討を重ね、ふれあいサロンの運営の継続に向けての取り組みや、移動（交通手段）サービスの充実や緊急時の連携体制の整備など、見守りを行う関係者の連携を推進します。



※福祉委員（または福祉協力員）とは、地域住民と協力し、地域の見守りや地域福祉課題の解決を図ることを目的とした委員のことを指し、地区によって呼び方や役割が異なる場合があります。

A decorative rectangular border composed of various geometric shapes including circles, triangles, and squares, some with diagonal hatching, arranged in a repeating pattern around the central text.

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、「安心と生きがいのある高齢者福祉の充実」を基本理念に、介護保険制度の円滑な運営と市民が協働し、地域における支え合い活動を推進することにより、生活支援や介護が必要になっても、住みなれた地域で安心して暮らせる高齢者福祉のまちづくりに取り組んできました。

今後も高齢化が進展していくことを見据え、本計画においても、引き続きこの基本理念のもと、市民、事業所、行政それぞれが主体となって身近な地域で高齢者の生活を支え、きめ細かな支援を図っていくことで、高齢者福祉施策のさらなる推進をめざします。

基本理念

安心と生きがいのある高齢者福祉の充実

2 基本目標

本計画の策定に際し、基本理念を根底として、5つの基本目標を掲げます。

基本目標Ⅰ 高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らす

高齢者の持つ知識と経験を生かすため、シルバー人材センターを充実させ、就業機会を拡充します。また、ふれあいサロン、壮健（老人）クラブ活動などを通じた地域間・世代間交流・ボランティア活動など、地域でのふれあいの場を通じて高齢者の社会参加を促進します。

基本目標Ⅱ 高齢者がいつまでも元気に暮らす

高齢者自身の加齢による心身の変化や健康の大切さへの認識を深めるとともに、生活習慣病予防、介護予防、さらには食生活習慣や運動不足が起因する病気や寝たきりとなることなどへの予防事業などを推進します。

基本目標Ⅲ 地域で支えあい安心して暮らす

住みなれた地域で、健康で自立した生活を送ることができるよう、地域の支え合いの仕組みを構築・充実し、高齢者の日常生活への支援を促進します。また、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者に適切なサービスが提供できるよう、切れ目のない在宅医療・介護の提供を推進します。

基本目標Ⅳ 自分らしく暮らしつづける


認知症の進行を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の意見を踏まえ共生と予防を柱とした認知症施策を推進します。

また、高齢者の尊厳を保持し、安定した生活を送ることができるよう、権利擁護のための取り組みを推進します。

基本目標Ⅴ 介護を受けながら安心して暮らす


必要な介護保険サービスが受けられ地域で安心して住み続けられるよう、各種サービスの確保と充実を図るとともに、市内事業所等と連携を図りながら、利用者の多様なニーズに対応した適切なサービス提供体制に努めます。

また、適切かつ安定的な介護保険事業の運営につながるよう、介護給付等の適正化に取り組みます。




**恵那市第8期高齢者福祉計画・
介護保険事業計画**

発行日 令和3年3月
発行者 恵那市 高齢福祉課
住 所 〒509-7292
岐阜県恵那市長島町正家 1-1-1
T E L 0573-26-2111 F A X 0573-25-7294
U R L <https://www.city.ena.lg.jp/>





項目						
基本目標	基本施策	事業名	担当課	7期実施内容	8期実施内容(7期から変更ある場合に記載)	
I 高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らす	1 高齢者の多様な生きがい活動への支援	I-1-(1)生涯学習の推進	①恵那三学塾	生涯学習課	広く学ぶ機会と、さまざまな学習機会について、情報を発信し、新規受講生の確保を進めます。	広く学ぶ機会とさまざまな学習機会について、必要な情報を発信し、新規受講生の確保を進めていきます。
			②地域社会への参加やボランティア活動への参加	生涯学習課	学んだことを生かすため、地域社会への参加やボランティア活動などへの参加を促進し、その活動から生まれた新たな課題を学習する機会の提供など、高齢者がいつまでも生き生きと元気に活躍できるよう支援します。	恵那三学塾で学んだことを生かすため、地域社会への参加やボランティア活動などへの参加を促進し、その活動から生まれた新たな課題を学習する機会の提供など、高齢者がいつまでも生き生きと元気に活躍できるよう支援します。
		I-1-(2)壮健(老人)クラブ活動の支援	①恵那市壮健クラブ連合会	高齢福祉課	高齢者の生きがいづくりと健康づくり、仲間づくりを3本の柱とし、相互に支え合いながら積極的に社会参加に取り組んでいます。会員同士の連携を図り、地域のボランティア活動を推進するなど、高齢者がいつまでも生きがいを持ち、心身ともに健康でいられるよう、壮健クラブの各事業の活動を支援します。	壮健クラブの各事業について、高齢者の生きがいづくりと健康づくり、仲間づくりを4本の柱とし、相互に支え合いながら積極的に社会参加に取り組んでいます。会員同士の連携を図り、地域のボランティア活動を推進するなど、高齢者がいつまでも生きがいを持ち、心身ともに健康でいられるよう、活動を支援します。
	2 社会参加と交流による生きがいづくりの支援	I-2-(1)シルバー人材センターへの活動支援	①研修事業や就業機会の確保	高齢福祉課	会員の資質・知識・技能の向上を図る研修事業を実施し、本人の希望や意欲、体力に合わせた就業機会の確保に向け、シルバー人材センターの活動を支援します。また、広報誌の発行などを通じ、未就業者への普及啓発の活動に努めます。	シルバー人材センターの会員に対し、資質・知識・技能の向上を図る研修事業を実施し、本人の希望や意欲、体力に合わせた就業機会の確保に向け、シルバー人材センターの活動を支援します。また、広報誌の発行などを通じ、未就業者への普及啓発の活動に努めます。
		I-2-(2)学校教育における地域講師の活用	①特色ある学校づくり事業	学校教育課	知識や技術を持った地域の高齢者が講師となり、郷土の歴史や食文化、歌舞伎・太鼓・笛などの伝統芸能について子どもたちに指導します。	知識や技術を持った地域の高齢者が講師となり、郷土の歴史や食文化、歌舞伎・太鼓・笛などの伝統芸能について子どもたちに指導し、普及を進めていきます。
		I-2-(3)まちづくり活動への参画と連携		地域振興課	社会福祉協議会地区支部や地域自治区運営委員会を中心に、参加機会の充実や知識、技術を生かし、高齢者が主体となって活躍できる場づくりを進めていきます。また、各種まちづくり団体等と情報共有及び連携を図り、課題を共有しながら地域の高齢者を地域で支える、より効果的な取り組みを促進します。	社会福祉協議会地区支部や地域自治区運営協議会を中心に、参加機会の充実や知識・技術を生かし、高齢者が主体となって活躍できる場づくりを進めていきます。また、各種まちづくり団体等と情報共有及び連携を図るとともに、より効果的な取り組みを促進し、地域の高齢者を地域で支えていきます。
		I-2-(4)高齢者の働く場の確保		商工課 高齢福祉課	生涯現役をめざし、高齢者が働き続けられる環境を整備するため、市内事業所やハローワーク、シルバー人材センターなどの関係機関と連携し、高齢者の生きがいの場づくりなどをコーディネートするシニアワークステーションを設置します。	生涯現役をめざし、高齢者が働き続けられる環境を整備するため、市内事業所やハローワーク、シルバー人材センターなどの関係機関と連携し、高齢者の生きがいの場づくりなどをコーディネートするシニアワークステーションを継続します。また、さらに役割を持った高齢者が積極的に参加等をしてもらうために、「就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)」を配置します。

恵那市 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 施策体系 事業内容確認一覧

 8期から新規
 7期を修正

項目					
基本目標	基本施策	事業名	担当課	7期実施内容	8期実施内容(7期から変更ある場合に記載)
II 高齢者がいつまでも元気に暮らす	1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	II-1-(1)健康診査の推進	①各種健診・検診の実施 健幸推進課 保険年金課	特定健康診査、若い人健診、75歳到達者健診、すこやか健診・さわやか口腔健診及び各種がん検診、結核検診、歯周疾患検診などを実施し、自身の健康状態の確認を支援します。特定健康診査による結果から、保健指導を実施し、生活習慣病予防など、健診結果の改善・重症化の予防に努めます。また、生活習慣病による要介護状態への予防にもつなげます。	特定健康診査、若い人健診、75歳到達者健診、すこやか健診・さわやか口腔健診及び各種がん検診、結核検診、歯周疾患検診などの受診勧奨し、自身の健康状態の確認を支援します。特定健康診査による結果から、保健指導を実施し、生活習慣病予防など、健診結果の改善・重症化の予防に努めます。また、生活習慣病による要介護状態への予防にもつなげます。
		II-1-(2)地域の実態把握	健幸推進課 保険年金課 高齢福祉課	既存の統計情報や各地域の集いの場・サロン等における介護保険新規申請者疾患状況の調査結果の分析により、地域の実態を把握し、地域の特徴を踏まえた健康教育を展開します。	KDBシステムから被保険者1人1人の医療・健診・介護・要介護認定情報を把握し市町村全体や地域ごとの課題を明確化し、健康教育や保健指導を展開します。
		II-1-(3)ハイリスクアプローチ(重症化予防)の推進	健幸推進課 保険年金課		実態把握により抽出した保健指導対象者に対し、医療専門職が訪問や電話等により健康状態に応じた個別支援等の相談・指導を実施します。
		II-1-(4)ポピュレーションアプローチ(通いの場等への参加者に対する介護予防)の推進	健幸推進課 保険年金課 高齢福祉課		実態把握により抽出した地域の健康課題をもとに、通いの場、介護予防教室等を活用し医療専門職がフレイル予防等の健康教育を実施します。
		II-1-(5)新しい生活様式に対応した健康づくりの支援の推進	健幸推進課 高齢福祉課		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、外出機会の減少や生活不活発によるフレイル予防対策として、自宅等で行える体操、健康管理の方法についての啓発を実施します。また、感染症予防対策を行ったうえで、介護予防教室やつどいの場を開催します。

恵那市 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 施策体系 事業内容確認一覧

 8期から新規
 7期を修正

項目					
基本目標	基本施策	事業名	担当課	7期実施内容	8期実施内容(7期から変更ある場合に記載)
Ⅱ 高齢者がいつまでも元気に暮らす	2 介護予防・保険者機能の強化推進	Ⅱ-2-(1)介護予防事業	高齢福祉課		各地域において、高齢者を対象としたサロン活動、壮健クラブ等のつどいの場において、講師を派遣し介護予防への取り組みを支援します。 また、体力の低下や物忘れが気になる高齢者などを対象に、閉じこもりやフレイル予防を目的とした介護予防教室等を開催します。
		Ⅱ-2-(2)介護予防サポーター事業	高齢福祉課	介護予防の基礎知識を学び、介護予防事業の手伝いや、自ら地域で介護予防活動を行う人を養成します。(名称:はつらつサポーター養成講座) 介護予防サポーターによる集いの場の立ち上げ相談や介護予防講師の派遣と定期的な勉強会・連絡会を行います。また、理学療法士による研修会を開催し、介護予防サポーターのリーダー養成の実施に努めます。	市が実施する介護予防事業の支援や、地域で介護予防活動を行う「はつらつサポーター」や「はつらつリーダー」を養成します。また、活動支援として、定期的な研修や連絡会を行います。
		Ⅱ-2-(3)地域リハビリテーション提供体制	高齢福祉課		通いの場へのリハビリテーション専門職の関与や介護サービス事業所やケアマネジャーに対して、リハビリテーションに係る知識・技術・情報を提供することにより、介護予防の取組を支援します。
		Ⅱ-2-(4)保険者機能交付金等の活用	高齢福祉課		交付金を活用し、高齢者の自立支援や重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていきます。

恵那市 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 施策体系 事業内容確認一覧

8期から新規
 7期を修正

項目						
基本目標	基本施策	事業名	担当課	7期実施内容	8期実施内容(7期から変更ある場合に記載)	
Ⅲ 地域で支えあい安心して暮らす	1 住みなれた日常生活への支援	Ⅲ-1-(1)高齢者福祉サービス事業	①寝具消毒乾燥サービス事業	高齢福祉課	身体的な理由などで自分では布団など寝具を干すのが困難な高齢者や障がい者を対象に、消毒乾燥車で自宅に訪問し、消毒乾燥などのサービスを行います。	
			②訪問理美容サービス事業	高齢福祉課	一般の理容・美容サービスを利用することが困難な高齢者を対象に、訪問理容・美容サービスを提供します。	
			③高齢者短期入所事業	高齢福祉課	65歳以上の高齢者で養護者に緊急の必要が生じ、日常生活において見守りの必要な人に対して、養護老人ホーム恵光園で一時的に宿泊できる援助を行います。	
			④安心お守りキット設置事業	高齢福祉課	高齢者などの安心や安全を確保するため、かかりつけ医師や服薬内容などの医療情報、緊急連絡先を入れた容器「安心お守り(救急医療情報)キット」を冷蔵庫に保管してもらうことで、消防署や地域の民生委員、福祉委員などと連携を図り、緊急時の医療に活用する事業を行います。	
			⑤緊急通報システム設置事業	高齢福祉課	一人暮らしや虚弱な高齢者を対象に緊急通報端末機を設置して、急病や災害などの緊急時に迅速に対処し、日常生活の安全確認と不安解消を図ります。今後は、日々見守りが必要な方を対象に、人の動きを感知するリズムセンサーの設置も併用し、安否確認に役立てていきます。	
		Ⅲ-1-(2)家族介護者支援	①介護用品の購入助成事業	高齢福祉課	要介護4・5または要介護3で一定の条件を満たした在宅高齢者を介護する家族で市民税非課税の世帯などに対し、紙おむつや尿とりおむつなどの介護用品の購入助成をします。民生委員やケアマネジャー(介護支援専門員)などを通して、事業の周知を図り、利用を促進します。	
			②介護者支援事業	高齢福祉課	高齢者を介護している介護者を対象に、介護から一時的に解放され、心身のリフレッシュを図るとともに介護者相互の交流を深める場づくりとして、介護者交流事業を実施します。介護情報の提供をはじめ、介護に関する情報交換の場として、ケアマネジャーなどを通して事業の周知を図り、多くの介護者が参加しやすい体制を充実します。今後は、利用の促進を図るため、事業内容や利用後の効果などを周知します。	家族を介護している介護者を対象に、介護から一時的に解放し心身のリフレッシュを図ります。また、介護者相互の交流や介護に関する情報交換をするための介護者交流会を実施します。
			③介護離職防止	高齢福祉課		労働担当部局と連携し職場環境の改善に関する普及啓発を検討します。

恵那市 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 施策体系 事業内容確認一覧

8期から新規
 7期を修正

項目						
基本目標	基本施策	事業名	担当課	7期実施内容	8期実施内容(7期から変更ある場合に記載)	
Ⅲ 地域で支えあい安心して暮らす	2 安心・安全な生活環境の整備	Ⅲ-2-(1)高齢者いきいき住宅改善助成事業	高齢福祉課	介護が必要な高齢者の日常生活の支援や家族の負担軽減を図るため、高齢者向け住宅改修に対する助成を行います。		
		Ⅲ-2-(2)居住の確保	①有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・ケアハウス	高齢福祉課	高齢者が有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の情報を取得し、利用することができるよう、情報提供を行います。 自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、高齢のため独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の人が施設で自立した生活ができるよう支援します。	高齢者が有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の情報を取得し、利用することができるよう、県と連携し情報提供を行います。 自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、高齢のため独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の人が施設で自立した生活ができるよう支援します。 令和2年度末施設整備状況 有料老人ホーム 4施設 サービス付き高齢者向け住宅 3施設 ケアハウス 1施設
			②有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅への指導監督の徹底・質の確保	高齢福祉課		有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が介護ニーズの受け皿として役割を果たせるように、未届けの有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅を確認した場合は、積極的に県へ情報提供するとともに、介護サービス相談員を活用し質の確保を図ります。
			③養護老人ホームにおける契約入所	高齢福祉課		居住に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援の体制を整備できるよう、養護老人ホームにおいて契約入所について柔軟な取り扱いを促進します。
		Ⅲ-2-(3)外出支援	①移動手段の確保	企画課 高齢福祉課	おおむね65歳以上の高齢者で、移動に車いす・ストレッチャーなどが必要な高齢者や一人で公共交通機関を利用できない高齢者に対して、移送用車両により利用者宅と福祉施設・医療機関などへの送迎を行います。	公共交通空白地有償運送や福祉有償運送などの制度を活用し、地域の実情に応じた手段が実現できるよう交通担当部門と連携し、行政と地域が共に考えていきます。 また、NPO法人や地域内団体と協力しながら高齢者の移動手段の確保を促進します。
			②買い物弱者への対策	地域振興課 高齢福祉課	買い物するための移動手段がない高齢者や、生活必需品の購入が困難になりつつある地域において、移動販売や買い物送迎など、買い物弱者に向けた取り組みを検討します。	買い物するための移動手段がない高齢者や、生活必需品の購入が困難になりつつある地域において、移動販売や買い物送迎など、買い物弱者に向けた取り組みを検討します。

恵那市 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 施策体系 事業内容確認一覧

8期から新規
 7期を修正

項目						
基本目標	基本施策	事業名	担当課	7期実施内容	8期実施内容(7期から変更ある場合に記載)	
Ⅲ 地域で支えあい安心して暮らす	2 安心・安全な生活環境の整備	Ⅲ-2-(4)防災や防犯感染症対策	①感染症対策に係る体制整備	健幸推進課		新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、関係機関と連携し感染症対策についての周知啓発、研修や訓練を実施します。 また、県・市・関係団体との連携体制を構築します。 平時では、ICTを活用した訪問事業及び諸会議を実施します。
			②防災対策に係る体制整備	危機管理課		近年の災害発生の傾向を踏まえ、関係機関と連携し早めの避難など防災対策についての周知啓発、訓練や研修を実施します。 また、関係機関、関係団体と連携した災害発生時の支援・応援体制を構築するとともに、平時から地域と連携した防災体制を整備します。
			③事業所に対する感染症対策	高齢福祉課		介護事業所と迅速な情報共有の体制整備を進め、と介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制を整備します。
			④「避難行動要支援者名簿」の作成	危機管理課	災害時に自力で避難することが困難な高齢の要配慮者について、各種団体などの協力を得ながら「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害の発生及び災害のおそれがある場合に、高齢者の安否確認及び避難誘導などを行います。	災害時に自力で避難することが困難な高齢の要配慮者について、各種団体などの協力を得ながら「避難行動要支援者名簿」を作成します。 また、災害の発生及び災害のおそれがある場合に、高齢者の安否確認及び避難誘導などを行います。
			⑤防災に対する意識啓発	危機管理課	一部の地域では、すでに「安心カード」「防災マップ」などを作成する取り組みが始まっており、まちづくり推進組織などが中心となり調査、管理を行っています。地区の防災リーダーや社会福祉協議会とともに、普段から高齢者への声かけや見守りなどの日常的なコミュニケーションによる身体的、環境変化などの把握、市民の防災及び災害弱者に対する意識啓発を図ります。	
			⑥防犯に対する意識啓発	危機管理課		高齢者の消費者被害等の未然・拡大防止のため、関係者・関係機関との情報交換を行い、必要に応じて広報紙や防災行政無線、音声告知器、市民メール等を活用し、周知啓発を行います。
			⑦地域防災の運営	危機管理課	地区の防災リーダーや社会福祉協議会、関係機関と連携し、災害時における安否確認方法、避難誘導経路、福祉避難所の運営などについて検討します。 今後は、要支援者の見守り避難行動のモデル地区の構築や市全域への取り組みが拡大するよう、地域支援を行います。 また、福祉避難所において災害時に配慮を要する要支援者へのよりよい対応が可能となるよう、整備を促進します。	地区の防災リーダーや社会福祉協議会、関係機関と連携し、災害時における安否確認方法、避難誘導経路、福祉避難所の運営などについて検討します。 今後は、要支援者の見守り避難行動のモデル地区の構築や市全域への取り組みが拡大するよう、地域支援を実施します。 また、福祉避難所において災害時に配慮を要する要支援者への的確な対応が可能となるよう、整備を促進します。

恵那市 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 施策体系 事業内容確認一覧

8期から新規
 7期を修正

項目						
基本目標	基本施策	事業名	担当課	7期実施内容	8期実施内容(7期から変更ある場合に記載)	
Ⅲ 地域で支えあい安心して暮らす	3 地域包括ケアシステムの強化	Ⅲ-3-(1) 地域包括支援センターの運営、評価及び体制強化	① 地域包括支援センターを中心とした体制強化	高齢福祉課		地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントや包括的支援事業等の実施を通じて、地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な援助を行うことにより、保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援していくことを目的としています。地域包括ケアシステムの構築を推進していく上で、地域包括支援センターの機能強化を充実していきます。
			② 地域包括支援センターの適切な運営	高齢福祉課	質の向上のため、運営協議会を定期的開催し、協議を踏まえて、地域包括支援センターの点検と評価を実施します。	
			③ 地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の構築(福祉総合相談窓口との連携)	高齢福祉課	困りごとを抱えた人が相談機関を気軽に利用し、適切な相談支援が得られるように、それぞれの関係相談機関と連携して福祉総合相談窓口機能を強化します。地域包括支援センターを中心に相談機関のネットワークを構築し、どの機関に相談しても、必要に応じて専門的な支援につながるよう連携を図ります。	困りごとを抱えた人が相談機関を気軽に利用し、適切な相談支援が得られるように、関係機関と連携して高齢者福祉総合相談窓口機能を強化します。また、複合的な相談は福祉総合相談窓口を中心に専門的な支援につながるよう連携を図ります。
		Ⅲ-3-(2) 地域ケア会議の推進		高齢福祉課	地域個別ケア会議で個別ケースについて多職種が多方面から検討を行うことにより、個別ケースの課題解決を支援します。対象となるケースを担当している専門職に対し、地域ケア個別会議の目的や必要性などを周知していきます。また、会議で検討を行うことで、多職種の連携強化や専門職の資質向上を図ります。地域ケア個別会議で出された地域課題をもとに、関係機関・住民により解決策を話し合います。個別ケースの積み重ねから発見される地域課題について、整理・検討を行い、安心して生活が送れる地域づくりに活かします。また、生活支援体制整備事業の第2層協議体としても位置づけて13地区で定期開催します。地域自治区ケア推進会議で出された課題をもとに、政策形成に向けた検討を行います。また、課題や課題に対する取り組み内容については、随時モニタリングによる、評価・検証を行い、さらなる改善に向けて取り組みを進めます。	地域ケア個別会議は、多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することにより、高齢者の課題解決を支援します。地域自治区ケア推進会議は、地域住民の代表者である委員からの意見や個別ケースの課題分析の積み重ねることにより地域課題に対する必要な取り組みや資源を開発します。市地域ケア推進会議は、地域が抱える課題の分析及び共有化並びに市全体に必要な生活支援、介護サービス及び介護予防サービスの新たな資源開発について検討します。
		Ⅲ-3-(3) 地域共生社会の実現	① 共生型サービス実現に向けた検討	社会福祉課 高齢福祉課	高齢障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所でのサービスの利用ができるよう「共生型サービス」の実施に向けて検討します。	
			② 重層的支援体制の構築	社会福祉課 高齢福祉課		地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する重層的な支援体制の構築に向け、既存の取り組みを活かしながら相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施していきます。
		Ⅲ-3-(4) 生活支援体制整備事業の推進	① 生活支援の整備・充実	高齢福祉課		高齢者が、地域とのつながりや生きがいを持てる暮らしを実現するために、生活の支援体制を整備します。体制整備にあたっては、生活支援コーディネーターの協力を得ながら、市で設置する第1層及び各地域自治区単位で設置する第2層の協議体を活用し、できるだけ多様な主体(NPO、民間企業、社会福祉法人、ボランティアなど)との連携体制を構築し、それぞれの主体の持ち味を活かすことで、充実・強化を図ります。

恵那市 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 施策体系 事業内容確認一覧

8期から新規
 7期を修正

項目						
基本目標	基本施策	事業名	担当課	7期実施内容	8期実施内容(7期から変更ある場合に記載)	
Ⅲ 地域で 支えあい 安心して 暮らす	4 在宅医療・ 介護連携の 推進	Ⅲ-3-(5) 地域の見守りネットワーク	① 高齢者見守り活動協定事業	高齢福祉課	一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、日中独居の高齢者が増加し、地域との関わりが少なく社会的にも孤立しがちな高齢者を、身近な地域で見守り支え合う仕組みづくりを行います。事業所への啓発を定期的実施し、見守り活動を進めます。今後は、新たに地域の関係機関との締結事業を検討します。	一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、日中独居の高齢者が増加していることから、地域との関わりが少なく社会的にも孤立しがちな高齢者を、身近な地域で見守り支え合う仕組みづくりを行います。また、事業所への啓発を定期的実施し、見守り活動を進めます。今後は、新たに地域の関係機関との締結事業を検討します。
		Ⅲ-4-(1) 地域の医療・介護の資源の把握		高齢福祉課	地域の医療機関、介護事業所の機能等を情報収集します。また、情報を整理し、リストやマップ等必要な媒体を選択して、共有・活用を図ります。	
		Ⅲ-4-(2) 在宅医療・介護連携の推進と切れ目ない提供体制の構築		高齢福祉課	地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進します。	医療と介護サービスの両方を必要とする状態の方が、住み慣れた地域で、いつまでも自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的、継続的に提供するために、医療機関と介護サービス事業所との連携、看取りや認知症の方への対応を強化します。
		Ⅲ-4-(3) 在宅医療・介護連携の課題の抽出		高齢福祉課	地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出を検討します。	地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握、課題の抽出を検討します。
		Ⅲ-4-(4) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援		高齢福祉課	医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取り組みを推進します。	医療・介護関係者の連携を支援するために、コーディネーター等を配置し、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営を行い、連携の取り組みを推進します。
		Ⅲ-4-(5) 医療・介護関係者の情報共有の支援と研修		高齢福祉課	情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援します。また、在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用します。地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実践を習得できるよう、介護職を対象とした医療関連の研修会等の開催を支援します。	医療・介護関係者に対して、情報共有シートの作成や導入支援、活用状況の把握を行います。またグループワーク等を通じて多職種連携が実践できるよう、研修会の開催を支援します。
		Ⅲ-4-(6) 地域住民への普及啓発		高齢福祉課	地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催やパンフレット、チラシ、広報誌、ホームページ等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発を行います。また、在宅での看取りについての講演会等の開催を支援します。	地域住民を対象にしたパンフレットやチラシ、広報誌、ホームページ、SNS等を活用し、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発を行います。

恵那市 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 施策体系 事業内容確認一覧

8期から新規
 7期を修正

項目						
基本目標	基本施策	事業名	担当課	7期実施内容	8期実施内容(7期から変更ある場合に記載)	
IV 自分らしく暮らしてつづける	1 認知症施策の推進	IV-1-(1) 認知症に対する理解・啓発	①認知症サポーター支援	高齢福祉課	早期発見の必要性、認知症への支援方法等を学び、認知症本人や家族を温かい目で見守る「認知症サポーター」を養成する講座を開催します。市内の企業や高齢者に接することの多い商店、小中高生などの若い世代へも呼びかけを行います。 認知症サポーター養成講座の受講者が、さらに認知症への理解を深めるようフォローアップ研修を開催します。また、安心声かけ訓練(徘徊模擬訓練)の人材育成を行い、地域の見守りなどのサポーター活動の充実に向け、支援します。	早期発見の必要性、認知症への支援方法等を学び、認知症本人や家族を温かい目で見守る「認知症サポーター」を養成する講座を開催します。市内の企業や高齢者に接することの多い商店、小中高生などの若い世代へも受講の呼びかけを行います。 また、認知症サポーター養成講座の受講者が、さらに認知症への理解を深められるようフォローアップ研修を開催や安心声かけ訓練の人材育成を行い、地域の見守りなどのサポーター活動の充実に向け支援を行います。
			②「チームオレンジ」の設置	高齢福祉課		認知症サポーターの活動の場としてチームオレンジを設置し、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援を実施し、認知症高齢者が安心して生活できる体制整備を推進します。
			③認知症本人・家族からの情報発信	高齢福祉課		本人ミーティングの開催等を通じて認知症高齢者本人、その家族のニーズを把握し、情報発信支援に取り組みます。また、世界アルツハイマーデー及び月間における普及・啓発にイベント等を開催します。
			④他分野との連携	学校教育課 地域振興課 高齢福祉課		教育、地域づくりを通して子どもたちが地域の高齢者とふれあいを持つことや地域でも見守れるよう、地域自治区会長会議等において認知症に対する理解を深めるとともに、世代間の情報共有を図るよう、啓発を推進します。
		IV-1-(2) 認知症予防・早期発見	①認知症の予防	高齢福祉課	介護予防・認知症予防に効果がある回想法の手法を学ぶ機会を提供し、習得した手法をおしゃべりパートナー事業などで活用します。	認知症予防に関する生活習慣の知識の普及等の取り組みを推進します。 また、認知症予防の手法の一つとして、回想法の普及のための出前講座や回想法の手法を用いたおしゃべりパートナー事業を活用します。
			②認知症の早期発見	高齢福祉課	基本チェックリストの活用や軽度認知障害(MCI)対象者把握事業などを活用し、認知症の早期発見につなげます。その後は、日常生活上の指導や助言を行い、適切な予防事業への参加を推進します。 また、市の相談窓口について周知・啓発し、認知症に対する不安の解消や、情報提供の場として活用します。 高齢者が認知症への関心を高め、知識をもち、認知症に備えることができるよう、認知症予防の取り組みを推進します。 スクリーニングテストを実施し、認知症の前段階といわれる軽度認知障害(MCI)の人を把握することで、認知症の早期発見、早期予防・改善につなげます。	基本チェックリストの活用や軽度認知障害(MCI)対象者把握事業などを活用し、認知症の早期発見及び改善につなげます。その後は、日常生活上の指導や助言を行い、適切な予防事業への参加を推進します。 また、市の相談窓口について周知・啓発し、認知症に対する不安の解消や、情報提供の場として活用します。

恵那市 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 施策体系 事業内容確認一覧

8期から新規
 7期を修正



項目						
基本目標	基本施策	事業名	担当課	7期実施内容	8期実施内容(7期から変更ある場合に記載)	
IV 自分らしく暮らしつつける	1 認知症施策の推進	IV-1-(3) 認知症バリアフリーの推進	①認知症初期集中支援チーム	高齢福祉課	医療・保健・福祉の複数の専門職が、家族などの訴えにより認知症が疑われる人や認知症本人または家族を訪問し、初期支援をおおむね6ヶ月間集中的に行い、チーム体制で自立生活のサポートを行います。	医療・保健・福祉の専門職が、家族などの訴えにより認知症が疑われる方や認知症本人または家族を訪問し、初期支援をおおむね6ヶ月間集中的に行い、チーム体制で自立生活のサポートを行います。支援を通じて認知症の方の声を集約し、施策への反映に努めます。
			②認知症地域支援推進員事業	高齢福祉課	認知症の人と医療機関・介護サービス・地域の支援機関をつなぐコーディネーターとして役割を担う認知症地域支援推進員により、認知症本人と家族が参加できる事業を開催します。今後は、認知症初期集中支援チームと連携し、認知症地域支援推進員事業のさらなる充実を図ります。	認知症の方に対し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関へつなぐコーディネーターである認知症地域支援推進員を中心に、医療機関や介護保険事業所などとの連携を強化していきます。
			③認知症支援多職種連携事業	高齢福祉課	医療・福祉関係者等、さまざまな関係機関に参加を呼びかけ、認知症に関する事例検討会や研修会等を開催します。	
		IV-1-(4) 家族介護者への支援	①認知症の人の家族のつどい	高齢福祉課	認知症の人を介護している家族を支える場として「認知症の人の家族のつどい」を開催します。介護相談、情報交換、勉強会を行うことで、家族の身体的・精神的負担の軽減と回復を支援し、在宅福祉の向上を図ります。	認知症の方を介護している家族を支える場として「認知症の人の家族のつどい」を開催します。介護相談や情報交換、勉強会を行うことで、家族の身体的・精神的負担の軽減と回復を支援し、在宅福祉の向上を図ります。
			②認知症カフェ	高齢福祉課	認知症の人や家族が不安や悩み事の相談ができたり、介護情報を得るなどの効果がある認知症カフェ(名称:ささゆりカフェ)を開催します。また、本人や介護をする家族を中心に、関係者や市民が気軽に参加できる内容を周知し、参加を促します。	認知症の方やその家族が不安や悩み事の相談や介護情報を得ることができる認知症カフェ(名称:ささゆりカフェ)を開催します。本人やその家族、関係者や市民が認知症カフェに気軽に参加できるよう、実施内容を広く周知し、参加を促します。
			③認知症ケアパスの活用	高齢福祉課	認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示し、具体的な医療機関やケア内容などを記載した冊子を認知症の人や家族へ提示します。	認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを把握してもらうため、具体的なケア内容や医療機関、地域住民の活動などを記載した冊子の更新を行い、住民及び関係機関に広く周知します。
			④認知症高齢者見守り・搜索支援	高齢福祉課	徘徊のおそれのある高齢者などに対し位置探索端末機を貸出し、非常時に早期発見し、保護できる環境を提供します。	認知症の方が損害賠償責任を負った場合に備えて、市が保険料を負担する個人賠償責任保険に加入してもらう事により、家族の経済的負担を軽減します。また、行方不明になる恐れのある方に位置探索端末機の貸出や、見守りシールの交付を行い、より行方不明時の早期発見につなげます。
		IV-1-(5) 若年性認知症の支援	①若年性認知症の啓発	高齢福祉課	市民に対する若年性認知症についての知識の普及を実施します。また、認知症地域支援推進員と認知症疾患医療センターが連携し、相談に対する支援を行います。	市民に対する若年性認知症についての知識の普及を実施します。また、認知症地域支援推進員が認知症疾患医療センター等と連携し、相談に対する支援を行います。
			②若年性認知症に対する支援	高齢福祉課	若年性認知症患者の実態把握により、個別の相談支援を行います。また、介護者が一人で抱え込むことがないように、同じ立場の者同士が現状を話し合い、情報交換や交流し、認知症の当事者自身も参加できる集いの場を開催します。	若年性認知症患者の実態把握により、個別の相談支援を行い社会から孤立をしないよう社会参加の支援を行います。

恵那市 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 施策体系 事業内容確認一覧

8期から新規
 7期を修正



項目						
基本目標	基本施策	事業名	担当課	7期実施内容	8期実施内容(7期から変更ある場合に記載)	
IV 自分らしく暮らしている	2 高齢者の権利擁護	IV-2-(1)成年後見制度の利用促進	①成年後見制度の普及啓発と利用促進	社会福祉課 高齢福祉課		判断能力が低下した認知症高齢者や障がい者の権利を守るため、成年後見利用促進基本計画を策定します。適切に成年後見制度が活用できるよう中核機関を設置し、市民に普及啓発活動を行います。協議会等を開催することにより、地域課題の検討・調整・解決に向けて、地域での権利擁護支援に関するネットワークの強化を図ります。
			②成年後見制度利用支援	社会福祉課 高齢福祉課	認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でない人が成年後見制度を利用できるよう、関係機関と連携を取りながら後見制度の周知を図り、申立への支援を行います。 成年後見制度の申立にあたり、経済的な理由で申立できないことがないよう、申立に要する費用や後見人などへの報酬を助成する事業を実施します。 また、申立人がおらず、制度利用の必要性があると認められる場合は市長申立を行うなど、適切な制度利用につなげます。	経済的な理由で申立できない方の申立に要する費用や後見人などへの報酬を助成します。 また、申立人がいない方に市長申立を行い、適切な制度利用につなげます。 金銭管理に不安を感じる方に対して、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業につなぎ、判断能力の低下がした場合は、成年後見制度への移行ができるよう協力体制を強化します。
		IV-2-(2)養護老人ホーム入所措置	/	高齢福祉課		65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な人を養護老人ホームにおいて入所措置します。入所者が自立した生活を営むことができるよう支援し、社会復帰を促進する助言・指導に努めます。
		IV-2-(3)高齢者虐待防止の推進	①高齢者虐待防止ネットワークの強化	社会福祉課 高齢福祉課	市や地域包括支援センターが中心となり、民生委員や自治会をはじめとした地域で活動する人や組織、事業所、かかりつけ医、警察署などのネットワークを強化し、高齢者虐待の早期発見、迅速かつ適切な支援につなげます。 また、気軽に相談できる窓口を周知啓発し、ちょっとした変化の早期発見から早期対応につなげます。	民生委員や自治会をはじめとした地域で活動する方や団体、事業所、かかりつけ医、警察署などのネットワークを強化し、高齢者虐待の早期発見、迅速かつ適切な支援につなげます。 また、属性や世代を問わない相談にも対応し早期発見につなげます。
			②「恵那市高齢者虐待防止マニュアル」の活用	高齢福祉課	「恵那市高齢者虐待防止マニュアル」を活用し、高齢者の安全確保を第一に、迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な処置を行います。 また、関係機関の間で方向性や意識を共有するとともに、関係機関などに対する説明会を随時開催します。	
			③相談支援の実施	高齢福祉課	虐待を受けた高齢者が気軽に相談できる窓口や支援体制を整備します。	虐待を受けた高齢者が気軽に相談できる窓口や、支援体制の整備を行います。

恵那市 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 施策体系 事業内容確認一覧

 8期から新規
 7期を修正



項目						
基本目標	基本施策	事業名	担当課	7期実施内容	8期実施内容(7期から変更ある場合に記載)	
V 介護を受けながら安心して暮らす	1 介護サービスの充実と提供	V-1-(1)居宅介護サービスの推進		高齢福祉課	高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らすために、それぞれの要介護状態に応じた必要なサービスを受けられるよう、居宅サービスの提供を推進します。	各サービスの説明と「回数・人数」等は、ここに記載
			①訪問介護	高齢福祉課	利用者の自宅を訪問し、生活面での自立に向けたサポートを行います。 ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言などの必要な日常生活の世話をを行います。	
			②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	高齢福祉課	利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図ります。 利用者の自宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行います。	
			③訪問看護・介護予防訪問看護	高齢福祉課	療養生活の支援と心身機能の維持回復を図ります。 訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師などが利用者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。	
			④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	高齢福祉課	心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援します。 理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法などの必要なリハビリテーションを行います。	
			⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	高齢福祉課	通院が困難な利用者の療養上の管理及び指導を行います。 病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、心身の状況や環境などを把握して、療養上の管理及び指導を行います。 栄養改善や口腔機能向上などの指導を含め、生活機能の維持及び向上を目的としたサービスを提供します。	
			⑥通所介護	高齢福祉課	利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。 デイサービスセンターへ通所する利用者には、入浴や食事などの日常生活上の世話や相談、助言、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを行います。	

恵那市 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 施策体系 事業内容確認一覧

 8期から新規
 7期を修正



項目						
基本目標	基本施策	事業名	担当課	7期実施内容	8期実施内容(7期から変更ある場合に記載)	
V 介護を受けながら安心して暮らす	1 介護サービスの充実と提供	V-1-(1)居宅介護サービスの推進	⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	高齢福祉課	心身機能の維持回復、体力の増進を図り、日常生活上での自立を図ります。 利用者が老人保健施設や病院、診療所などへ通所し、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法などのリハビリテーションを行います。	
			⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	高齢福祉課	利用者が短期間入所することで、心身機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを行います。	
			⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(老健)	高齢福祉課	利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。 介護老人保健施設や介護療養型医療施設へ短期間入所した利用者に、看護や医学的管理下の介護、機能訓練などの必要な医療や日常生活の世話などのサービスを行います。	
			⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	高齢福祉課	心身機能が低下し日常生活に支障のある利用者などに、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具の貸出を行い、家庭での日常生活上の便宜を図ります。	
			⑪特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費	高齢福祉課	心身機能が低下し日常生活に支障のある利用者などに、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具購入費用を支給し、家庭での日常生活上の便宜を図ります。	
			⑫住宅改修費・介護予防住宅改修	高齢福祉課	心身機能が低下している高齢者の生活支援や、介護者の負担軽減を図ります。 手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修を行う場合に、その費用を支給します。	
			⑬特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	高齢福祉課	サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、ケアハウスなどに入居している要介護者などに、施設が入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話などのサービスを行います。	
			⑭居宅介護支援・介護予防支援	高齢福祉課	在宅サービスなどを適切に利用できるように、利用者の依頼を受け、介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介などを行います。 また、適切な指導・指定に取り組みます。	

恵那市 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 施策体系 事業内容確認一覧

 8期から新規
 7期を修正



項目						
基本目標	基本施策	事業名	担当課	7期実施内容	8期実施内容(7期から変更ある場合に記載)	
V 介護を受けながら安心して暮らす	1 介護サービスの充実と提供	V-1-(2)地域密着型サービスの推進		高齢福祉課	高齢者が住み慣れた身近な地域でサービスを受けることができるよう、サービスを提供します。また、認知症高齢者の増加が見込まれる中で、その受け皿としての地域密着型サービスを充実します。	
			①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	高齢福祉課	単身・重度の要介護者などに対応できるよう、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または、それぞれが連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。	
			②夜間対応型訪問介護	高齢福祉課	夜間の定期的な巡回訪問、または通報を受け、要介護者の自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話をを行います。	
			③地域密着型通所介護	高齢福祉課	通所介護のうち定員18人以下の小規模事業所に通い、入浴、食事の提供、相談・助言等、日常生活の世話や機能訓練などを行います。	
			④認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	高齢福祉課	介護が必要な認知症高齢者に対してデイサービスセンターにおいて、入浴や食事などの日常生活上の世話や相談、助言、機能訓練、レクリエーションなどを行います。通所介護の提供と調整を図りながら、要介護認定者がサービスを受けやすいサービスを提供します。	
			⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	高齢福祉課	「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービス提供を行い、在宅での生活継続を支援します。	
			⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	高齢福祉課	介護が必要な認知症高齢者が少人数で共同生活を行い、認知症の進行を和らげます。家庭的な雰囲気の中で、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。	
			⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	高齢福祉課	有料老人ホームなどの特定施設のうち、定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居する人に対し、日常生活の世話や機能訓練などの介護サービスを提供します。	
			⑧地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	高齢福祉課	定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入居する人に対し、日常生活の世話や機能訓練などの介護サービスを行います。	
			⑨看護小規模多機能型居宅介護	高齢福祉課	医療ニーズのある中重度の要介護者が地域で療養生活を継続できるよう「通い」「泊まり」「訪問介護」「訪問看護」を組み合わせることで、要介護者への支援の充実を図ります。	

恵那市 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 施策体系 事業内容確認一覧

 8期から新規
 7期を修正

項目						
基本目標	基本施策	事業名	担当課	7期実施内容	8期実施内容(7期から変更ある場合に記載)	
V 介護を受けながら安心して暮らす	1 介護サービスの充実と提供	V-1-(3)施設サービスの推進		高齢福祉課	可能な限り居宅での介護保険サービスの利用を推進する中で、居宅での生活が困難な人に対して、必要な施設サービスを提供します。	
			①介護老人福祉施設	高齢福祉課	居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、入浴、排せつ、食事などの生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行います。 本計画期間中に30床の増床を予定しています。	居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、入浴、排せつ、食事などの生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行います。 本計画期間中に10床の増床を予定しています。
			②介護老人保健施設	高齢福祉課	入院治療の必要ない利用者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練などの必要な医療、日常生活上の世話をを行います。	入院治療の必要ない利用者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練などの必要な医療、日常生活上の世話をを行います。 本計画期間中に6床の増床を予定しています。
			③介護医療院	高齢福祉課	日常的に長期療養のための医療ケアの確保、ターミナルケアや看取り等の機能と、「生活の場としての機能」を兼備した施設サービスです。 平成30年度より開始されるため、今後、設置について検討します。	日常的に長期療養のための医療ケアの確保、ターミナルケアや看取り等の機能と、「生活の場としての機能」を兼備した施設サービスです。今後、設置について検討します。
			④介護療養型医療施設	高齢福祉課	療養型病床群などをもつ病院及び診療所の介護保険適用部分に入院する利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護などの世話、機能訓練などの必要な医療を行います。 本市には、この施設はありませんので、他市での施設利用となります。	

恵那市 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 施策体系 事業内容確認一覧

 8期から新規
 7期を修正

項目						
基本目標	基本施策	事業名	担当課	7期実施内容	8期実施内容(7期から変更ある場合に記載)	
V 介護を受けながら安心して暮らす	1 介護サービスの充実と提供	V-1-(4)介護予防・生活支援サービスの推進	①訪問型サービス	高齢福祉課	ホームヘルパーが居宅を訪問し、利用者の状態や希望に合わせ、身体介護や生活援助、通所型サービスの送迎や通院などの際の移動支援を実施します。また、体力の改善や日常生活動作などの改善のための支援が必要な人に対しては、保健師などが短期的な指導を行います。掃除や買い物、洗濯、ゴミ出し等の生活援助については、地域住民やボランティアと協力し、支援します。	独自基準の訪問型サービスを継続しつつ、必要に応じて新サービスを検討します。
			②通所型サービス	高齢福祉課	通所介護施設で、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。地域住民やボランティアが主体となり、レクリエーションや運動など、自主的な通いの場の提供を支援します。また、生活機能を改善するための運動機能の向上や栄養改善などが必要な人に対し、保健・医療の専門職による短期的な指導を行います。	独自基準の通所型サービスを継続しつつ、必要に応じて新サービスを検討します。
			③生活支援サービス	高齢福祉課	見守りや栄養改善を目的とした配食サービスを行います。訪問型サービス・通所型サービスと連携し、地域の実情に合わせた生活支援サービスを進めます。	
			④介護予防ケアマネジメント	高齢福祉課	要支援1・2の認定を受けた人が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、利用者の状態や希望に合わせ、ケアプランの作成やサービス事業所との連絡・調整を行います。	要支援1・2の認定を受けた方や事業対象者が、自宅で介護予防・生活支援サービスを適切に利用できるよう、利用者の状態や希望に合わせ、ケアプランの作成やサービス事業所との連絡・調整を行います。
		V-1-(5)情報提供、相談対応	①事業者情報の開示	高齢福祉課	サービス事業者に対しては、「介護サービス情報の公表制度」や「福祉サービスの第三者評価」などの活用により、積極的に自己情報を開示するよう指導します。民生委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどを通じ、介護サービスの普及啓発を行います。制度やサービスの普及啓発については、一人暮らし高齢者など情報が行き届きにくい人への配慮に努めます。	サービス事業者に対しては、「介護サービス情報の公表制度」や「福祉サービスの第三者評価」などの活用により、積極的に自己情報を開示するよう指導します。民生委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどを通じ、介護サービスの普及啓発を行います。制度やサービスの普及啓発については、一人暮らし高齢者など情報が行き届きにくい方への配慮に努めます。
			②苦情対応・解決のための体制	高齢福祉課	市民が気軽に相談でき、適切な対応が図られるよう、市の相談窓口の充実をはじめ、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの相談事業を充実し、要介護認定に対する不服や、介護保険制度運営上の苦情相談について、迅速かつ円滑な対応がされるよう関係機関との連携に努めます。	市民が気軽に相談でき、適切な対応が図られるよう、市の相談窓口の充実をはじめ、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの相談事業を充実します。要介護認定に対する不服や、介護保険制度運営上の苦情相談について、迅速かつ円滑な対応がされるよう関係機関との連携に努めます。

恵那市 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 施策体系 事業内容確認一覧

8期から新規
 7期を修正

項目						
基本目標	基本施策	事業名	担当課	7期実施内容	8期実施内容(7期から変更ある場合に記載)	
V 介護を受けながら安心して暮らす	2 介護給付の適正化	V-2-(1)ケアプラン点検による介護給付の適正化	①介護給付と要介護認定の適正化	高齢福祉課	認定調査の客観性・公平性を確保するため、新規申請及び区分変更申請の場合、市の職員が認定調査を実施します。更新申請の場合は、認定調査を民間事業者の一部委託します。委託先を含めた調査員への研修を適宜実施し、認定調査の信頼性のさらなる向上を図ります。また、公平な認定を維持するために、介護認定審査会での合議体間の審査判定の平準化を図ります。	介護給付の適正化を図り、利用者に対する適切な介護サービスの確保とともに、介護保険料の増大化を抑制し、介護保険制度を持続可能な制度にしていくための取組を行います。認定調査の公平性を確保するため、委託してる更新認定に係る認定調査の内容を、書面審査等により点検します。また、委託先を含めた調査員への研修を適宜実施し、認定調査の信頼性のさらなる向上を図ります。さらに、公平な認定を維持するために、介護認定審査会での合議体間の審査判定の平準化を図ります。
			②ケアプラン点検	高齢福祉課		資料提出又は訪問調査により、居宅介護サービス計画等の記載内容をチェックシートを活用しケアプランの確認等を行い、点検・指導及び評価を行います。
			③縦覧点検及び医療情報との突合	高齢福祉課	複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、チェック一覧表を元に提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。また、岐阜県国民健康保険団体連合会(国保連)に委託し、提供される入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を確認します。	
			④住宅改修等の点検	高齢福祉課	住宅改修の内容が自立支援につながるものか、適切な内容かという視点から点検し、適正化を図ります。また、福祉用具購入・貸与についても、ケアマネジャーが調査を実施し、必要性や利用状況を確認します。	住宅改修の内容が自立支援につながるものか、申請時に実態確認や見積書の確認、竣工時の訪問調査等により状況を確認し適正化を図ります。また、福祉用具購入・貸与についても、利用者に対する訪問調査等により必要性や利用状況を確認します。
			⑤介護給付費の通知	高齢福祉課	介護保険に対する理解を深めることや、介護報酬の不正請求に対する抑制力となるため、今後、効果額等を考慮し、実施に向けて検討します。	資料提出又は訪問調査により、居宅介護サービス計画等の記載内容をチェックシートを活用しケアプランの確認等を行い、点検・指導及び評価を行います。
		V-2-(2)事業者への指導・監督				市が指定権限を持つ事業所については、実地指導を行うとともに必要に応じ集団指導を行っています。集団指導は、介護保険制度の周知及び理解の促進、実地指導の結果、災害・感染症対策、虐待・事故防止対策等の説明のほか、介護報酬請求事務の指導等を実施していきます。また、入手した各種情報により指定基準違反や不正請求が認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合には、「監査」を実施します。

恵那市 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 施策体系 事業内容確認一覧

8期から新規
 7期を修正

項目						
基本目標	基本施策	事業名	担当課	7期実施内容	8期実施内容(7期から変更ある場合に記載)	
V 介護を受けながら安心して暮らす	3 介護サービス基盤の充実	V-3-(1)介護人材の確保	①介護職場の魅力発信	高齢福祉課		県と連携しながら、新規介護人材の確保及び介護人材の定着支援を両輪で進め、子どもから高齢者まで幅広い世代の地域住民に対して介護職場の魅力を発信します。あわせて、移住者に向けて情報発信を検討します。 また、事業所と連携し、研修会の実施など、介護職員の離職防止に努めます。
			②介護人材の育成	高齢福祉課	介護人材の確保や人材育成に向け、岐阜県の「介護人材育成事業」の活用や県との連携を図り、情報の提供に努めます。	
		V-3-(2)業務効率化の検討	①業務の効率化	高齢福祉課		介護現場におけるICTの活用を進めるとともに関係機関と連携して業務効率化に取り組みます。
			②文書負担軽減に向けた取り組み	高齢福祉課		介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を推進します。

恵那市成年後見制度利用促進基本計画

.....

1. 成年後見制度

認知症や知的障がいなどによって判断能力が不十分な人が、経済的な不利益を受けたり、生活上の不自由さを解消するために、「成年後見人」等の支援者が法律行為を支援する制度です。

「身上監護」：介護・福祉サービス利用の手続きや医療機関の受診に関する手続きなどについて支援します。

「財産管理」：預貯金の管理、生活費等の支払いや不動産などの管理を行います。

成年後見人等の支援者は、本人が単独で行ってしまった誤った契約を取り消したり、本人に代わって法的な契約締結などを行います。

2. 「成年後見制度」の種類としくみ

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

「法定後見制度」は、本人の判断能力が不十分な人に対する制度です。判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3つに区分されます。医師の診断を基に、家庭裁判所が書類審査や面接を行い、家庭裁判所がもっとも適任だと思う後見人などを選任します。

多くの場合、配偶者や子どもなどの親族が選ばれますが、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門家や、福祉関係の公益法人などが選ばれる場合もあります。

家庭裁判所に申立ての手続きができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族です。これらの方の申立てが困難な場合は、「恵那市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する要綱」に基づいて、市長が申立てを行います。

また、申立にあたり経済的な理由で申立できないことがないように、申立に要する費用や後見人等への報酬を助成する「成年後見利用支援事業」を実施します。

「任意後見制度」は、判断能力がある人のための制度です。判断能力の低下に備え、支援者や支援内容を自分自身で決めることができます。公証人が作成する公正証書で契約を締結し、法務局で任意後見契約の登録がなされます。将来、判断能力が不十分になったときに備え、後見人になってもらいたい人と契約を結んでおく制度です。

.....

I. 計画策定の趣旨と基本理念

本市は高齢化と共に少子化も進んでおり、今後も高齢者は増加していくことが見込まれます。それに伴い、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加も予想され、成年後見制度の必要性が高まっていくものと考えられます。

そのため、認知症や知的障がい、その他の精神上的障がい等により判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るための体制整備に取り組みます。

II. 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条の規定に基づく、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画です。

III. 計画の期間

国の定める「成年後見制度利用促進基本計画」は、平成 29 年度から平成 33 年度までのおおむね 5 年を念頭に定められています。その基本的な考え方を踏まえた計画期間とします。なお、福祉制度の改正や社会情勢の大幅な変化等があった場合には、必要に応じて内容等の見直しを行います。

IV. 本市における成年後見制度の利用状況（令和 2 年 4 月現在）

○市長申立件数（過去 3 年）表

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 件	2 件	1 件

○利用支援事業件数（過去 3 年）表

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
2 件	2 件	2 件

VI. 施策の展開

地域で支える体制づくり

○中核機関の整備

成年後見制度利用促進基本計画における、「地域連携ネットワーク」のコーディネートを担う機関として中核機関を設置します。

「中核機関」に求められる役割は、ア) 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」、イ) 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」、ウ) 地域において「支援方針」と「候補者推薦」、「モニタリング・バックアップ」の 3 つに関して検討・専門的判断を担保する「進行管理機能」であると集約・整理されています。

具体的には、「広報・啓発・相談受付」、「アセスメント・支援の検討」、「成年後見制度の利用促進」、「後見人等への支援」が挙げられます。

成年後見制度の認知度は一般的にはまだまだ浸透されていません。しかし少しずつですが周知が進んでいます。今後、地域包括支援センターや NPO 法人東濃成年後見センターが担っている役割を充実させることで、認知症などによってこれからの生活に不安や悩みを抱えたときに周囲の人たちが気づき相談に繋がっていけるよう活動を進めていきます。

（具体的な取り組み）

- ・パンフレット等を活用した成年後見制度の周知・啓発
- ・個別相談会、啓発講演会の開催
- ・多職種専門職による受任調整会議の実施

- ・ 家庭裁判所等、地域における連携・対応強化等
- ・ 親族後見人への支援

○地域連携ネットワークの構築

協議会の開催によって、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の司法・福祉等の職能団体との連携・対応強化に努め、支援を必要とする本人を中心とするチームを支えたり、地域課題について検討し、調整し解決策に向けて協議することで 権利擁護の地域連携ネットワークの構築を目指します。